

障害福祉計画・障害児福祉計画

(案)

江 東 区

《 目 次 》

第 1 章 計画策定の基本的考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと性格	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 実効性のある取り組みの推進	4
5 計画の対象	4
第 2 章 障害者の現状	5
1 本区の障害者数の現状	5
(1) 手帳所持者数	5
(2) 自立支援医療（精神通院医療）交付数	6
(3) 本区の総人口と障害者（手帳所持者）数の推移	7
(4) 本区の総人口に占める障害者（手帳所持者）数の割合	8
2 本区の身体障害者の状況	9
(1) 身体障害者の障害内容別人数の推移	9
(2) 身体障害者の障害等級別人数の推移	10
(3) 年齢別身体障害者数の推移	11
3 本区の知的障害者の状況	12
(1) 知的障害者の障害程度数別人数の推移	12
(2) 年齢別知的障害者数の推移	13
4 本区精神障害者の状況	14
(1) 精神障害者（手帳所持者）の障害等級別人数の推移	14
(2) 年齢別精神障害者（手帳所持者）数の推移	15
5 本区難病患者の状況	16
(1) 難病患者数の推移	16

6 障害者施策の現状	17
(1) 障害者に対する様々な支援施策	17
(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスのしくみ	18
(3) 江東区内の事業所数	25

第3章 目標値とサービス見込み

【第6期江東区障害福祉計画】	26
1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進	26
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	26
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	28
(3) 地域生活支援拠点等の整備	29
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	30
(5) 相談支援体制の充実・強化	31
(6) 障害福祉サービス等の質の向上	32
2 サービス必要量の見込みと確保のための方策	34
(1) 訪問系サービス	34
(2) 日中活動系サービス	36
(3) 居住系サービス	44
(4) 相談支援	46
(5) 障害福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策	48
3 地域生活支援事業に関する事項	50
(1) 実施する事業の内容	50
(2) 各事業の見込量確保のための方策	58

第4章 目標値とサービス見込み

【第2期江東区障害児福祉計画】	59
1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進	59
2 サービス必要量の見込みと確保のための方策	61
(1) 障害児通所支援	61
(2) 障害児相談支援	66
(3) 障害児通所支援等の種類ごとの見込量確保のための方策	67

資 料	68
----------------------	----

第1章 計画策定の基本的考え方

1 策定の趣旨

本区では、平成30年3月に『江東区障害者計画』を策定し、「共生社会の実現」「障害者の自立支援」「生活の質の向上」の3つを基本理念として、障害者の保健福祉政策を総合的かつ計画的に推進しています。また、同時に策定された『第5期江東区障害福祉計画』『第1期江東区障害児福祉計画』では、平成30年度から令和2年度にかけての区の障害福祉サービスの見込量を設定するとともに、見込量確保のための方策を規定しています。

この間、国においては、平成24年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）」が制定され、障害福祉サービスの対象者の範囲の見直し等が行われました。平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」が制定され、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正により、雇用分野における障害者への差別の禁止等が定められました。その後、平成30年4月には法定雇用率が引き上げられ、障害者雇用義務が図られてきました。

また、本区でも、令和2年4月に全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いに分け隔てなく理解し合い共生する地域社会の実現を目指し、「江東区手話言語の普及及び意思疎通の促進に関する条例」を制定しています。

この計画は、こうした状況の変化に対応しつつ、『第5期江東区障害福祉計画』『第1期江東区障害児福祉計画』の進捗状況、令和元年度に実施した江東区障害者実態調査の結果等を踏まえ、障害者のニーズに即した充実した地域生活を実現するため策定するものです。

2 計画の位置づけと性格

(1) 計画の位置づけ

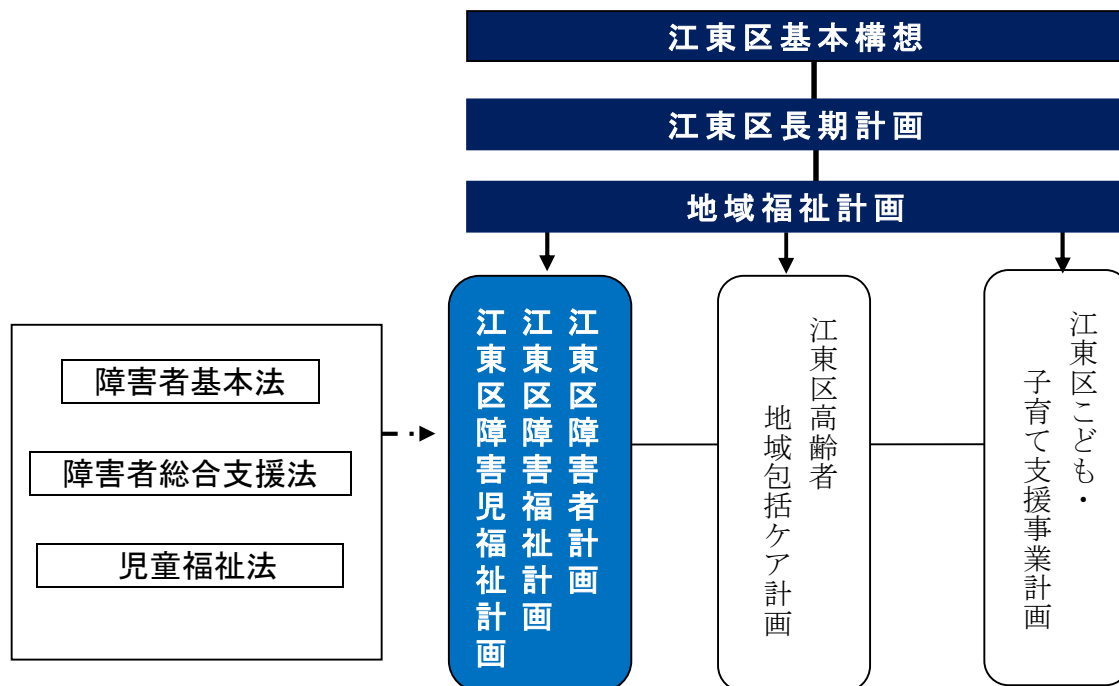
① 江東区障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に定められた市町村障害福祉計画として策定します。

② 江東区障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に定められた市町村障害児福祉計画として策定します。

【関連計画のイメージ図】



※ 本計画は、江東区障害者計画の中の、主として「自立生活の支援」の事項に関する実施計画として一体的に策定します。

※ 本計画は、区の施策推進の基本的指針である江東区基本構想や江東区長期計画、令和3年度に策定する江東区地域福祉計画、また、江東区高齢者地域包括ケア計画をはじめ、他の計画等と整合を図りながら策定します。

(2) 計画の性格

この計画は、『江東区障害者計画』との整合性を確保し策定しています。

また、区の施策推進の基本的指針である江東区基本構想や江東区長期計画、その他の計画との整合性を図りながら策定しています。

① 江東区障害福祉計画

国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するものです。

② 江東区障害児福祉計画

国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するものです。

3 計画の期間

江東区障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）は、令和元年度における福祉サービス等の必要見込量や達成すべき数値目標を設定した上で、計画の期間は令和3年度から令和5年度までとし、各年度における必要量や目標数値を見込みます。

【本計画の計画期間】

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障害者計画	▶					
障害福祉計画	▶ 第5期			▶ 第6期		
障害児福祉計画	▶ 第1期			▶ 第2期		

4 実効性のある取り組みの推進

P D C Aサイクルに基づき、成果目標及び目標を達成するための活動指標について、原則として1年に1回、前年度の実績を把握し障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行います。ただし、制度改正や社会情勢の変動等により、詳細な評価を行う必要が生じた場合は、年度途中であっても実績を把握、評価を行うものとします。なお、中間評価については、江東区障害者計画等推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

中間評価の結果、必要があると認めるときは、江東区障害者計画等推進協議会に諮った上で、計画期間中であっても計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。

5 計画の対象

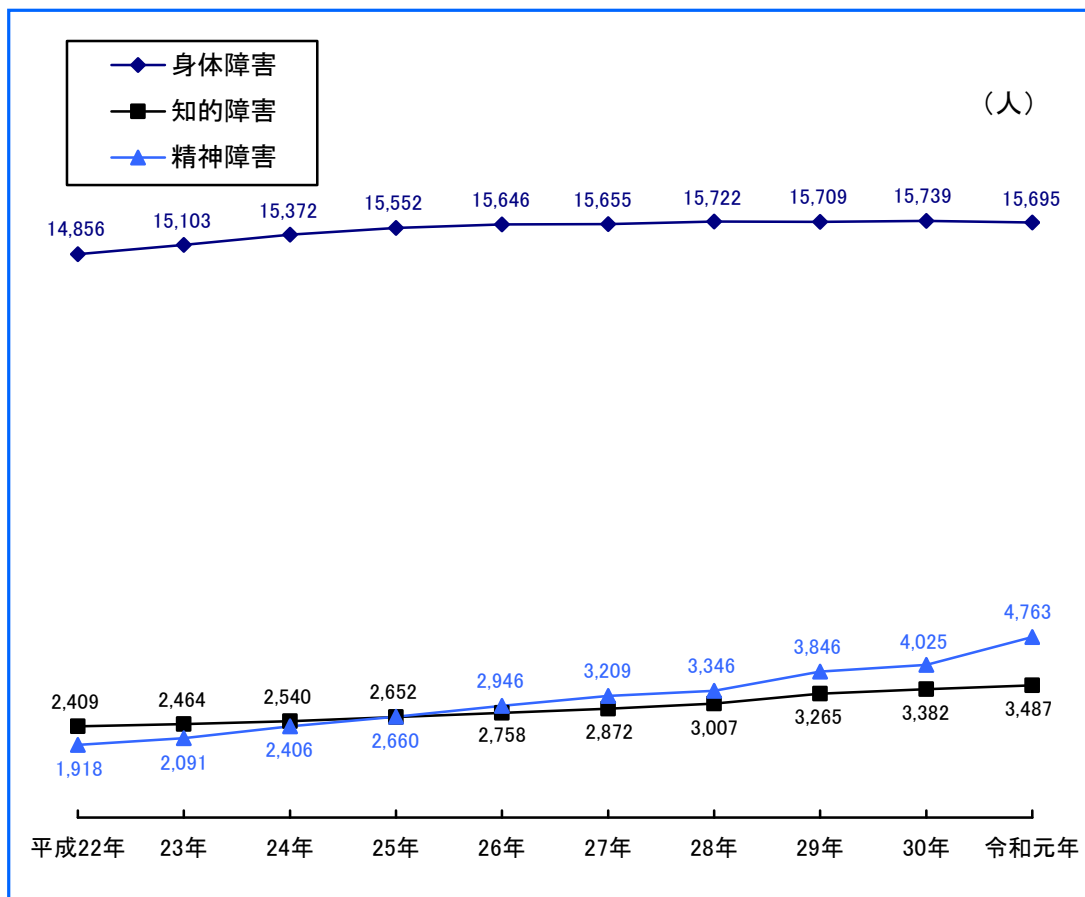
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とします。

（障害者基本法より）

第2章 障害者の現状

1 本区の障害者数の現状

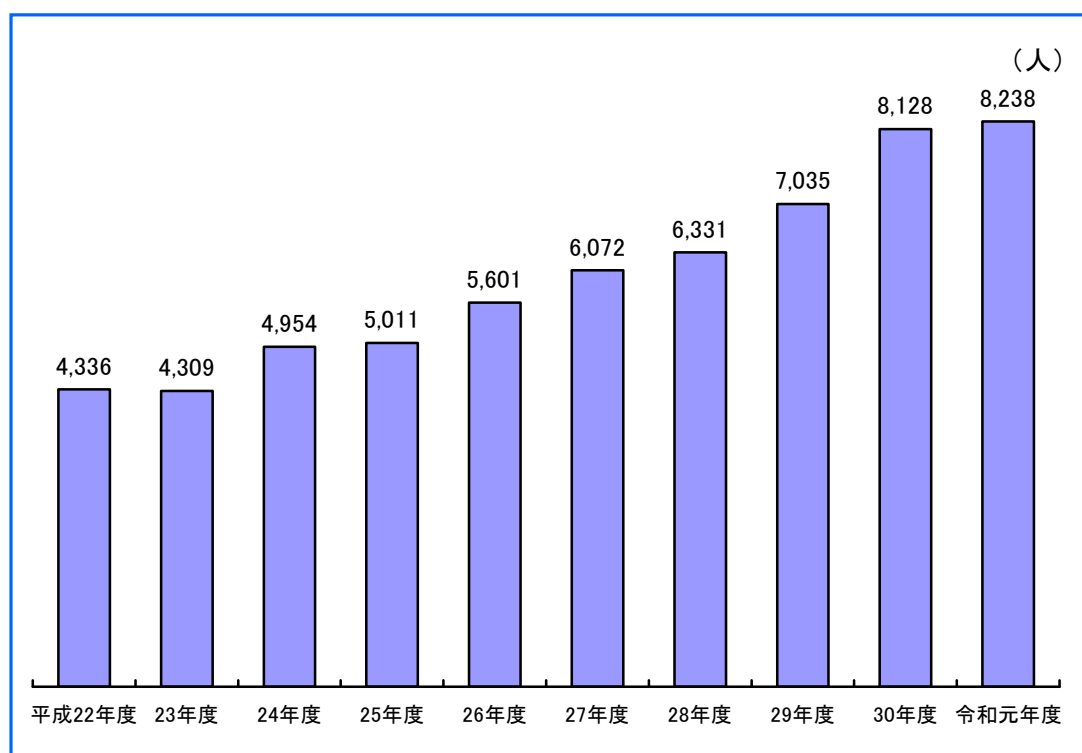
(1) 手帳所持者数



(資料) 障害者支援課：(身体障害・知的障害) 各年とも12月31日現在
保健予防課：(精神障害) 各年度とも3月31日現在

令和元年の時点で、「身体障害」は15,695人、「知的障害」は3,487人、「精神障害」は4,763人であり、「知的障害」と「精神障害」は増加の傾向にあります。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）交付数

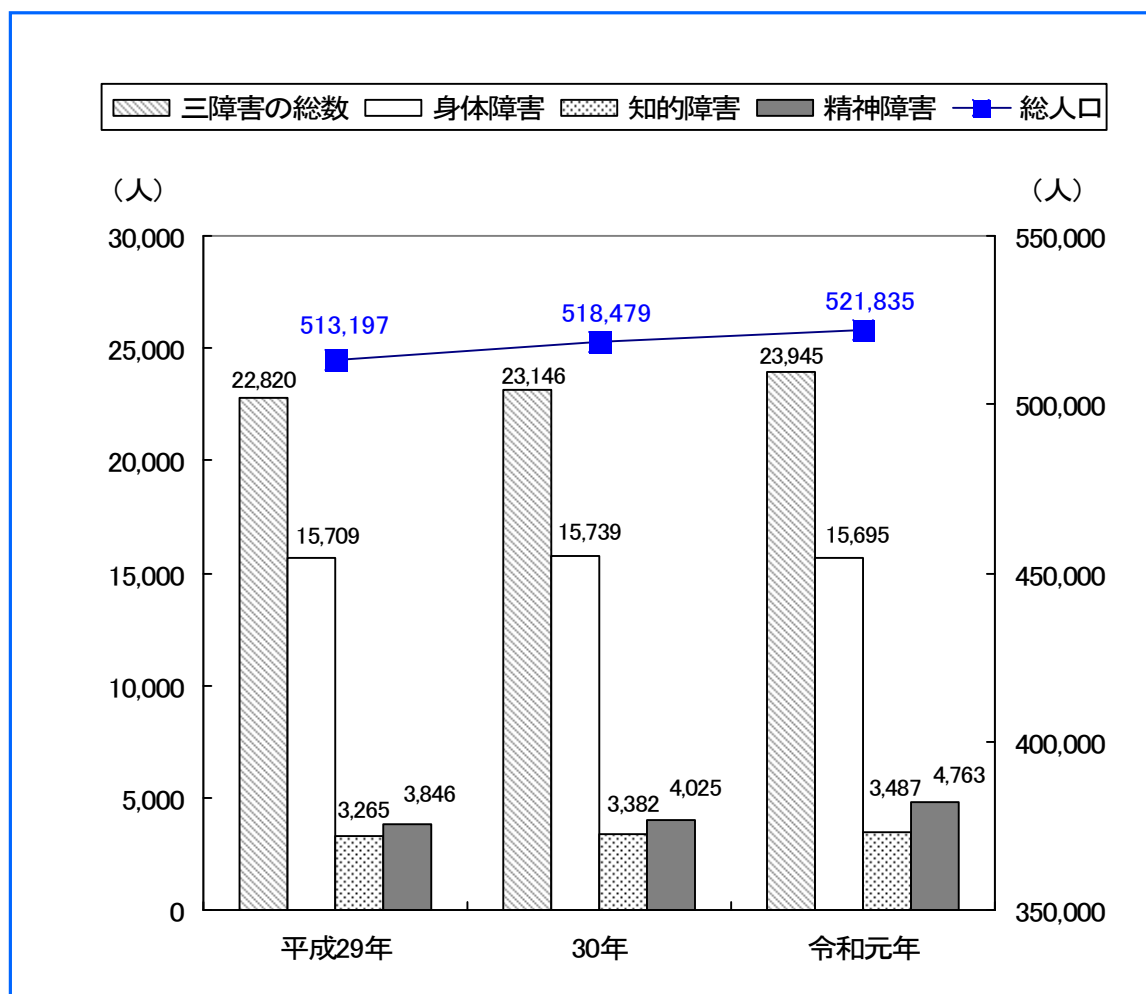


(資料) 保健予防課 : 各年度とも3月31日現在

令和元年度の「自立支援医療（精神通院医療）」の申請者は8,238人で、増加の傾向にあります（精神障害者保健福祉手帳所持は要件ではありません）。

(3) 本区の総人口と障害者（手帳所持者）数の推移

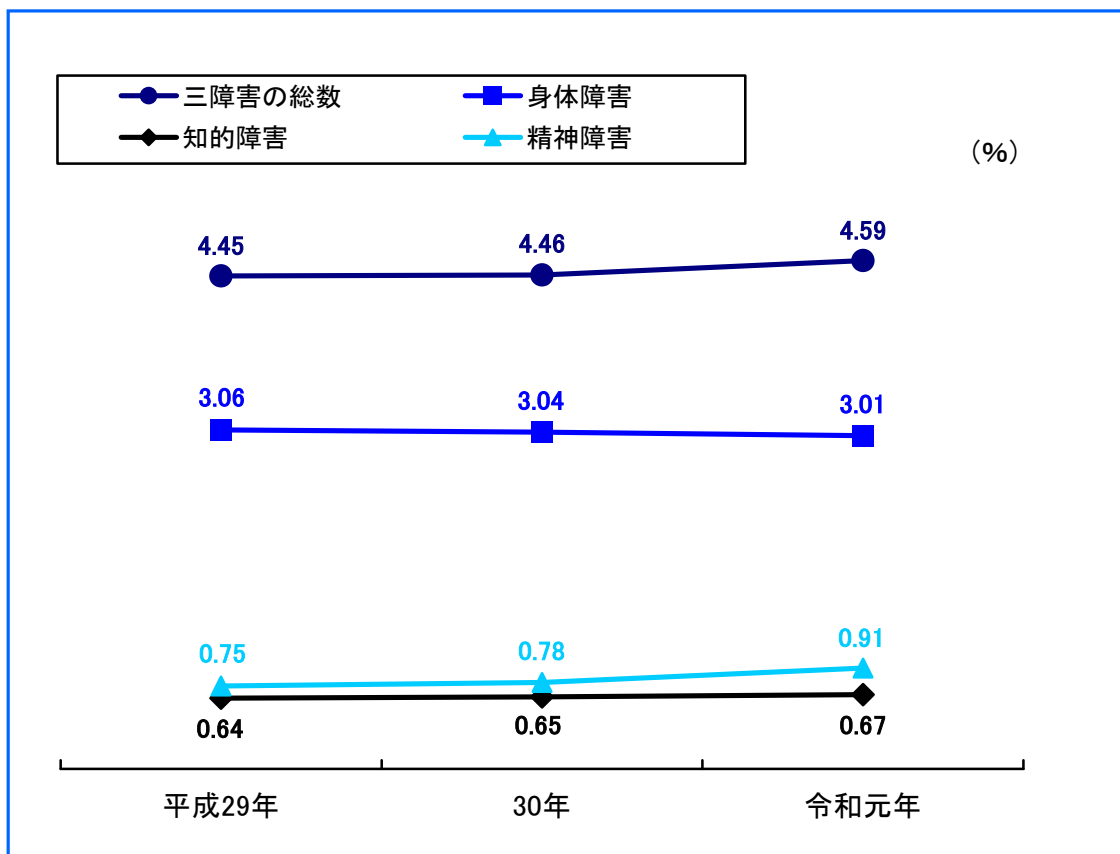
令和元年の時点における区の総人口は521,835人であり、毎年増加傾向にあります。障害者（手帳所持者）の総数も平成29年は22,820人、平成30年は23,146人、令和元年は23,945人であり、同様に増加傾向にあります。



(資料) 障害者支援課：(身体障害・知的障害) 各年とも12月31日現在
 保健予防課：(精神障害) 各年度とも3月31日現在
 区民課：(住民基本台帳人口) 各年度1月1日現在

(4) 本区の総人口に占める障害者（手帳所持者）数の割合

令和元年時点での区の総人口に占める障害者（手帳所持者）数の割合は4.59%となっており、割合は増加傾向にあります。人口の増加以上に精神障害者手帳所持者数が増えていることが伺えます。

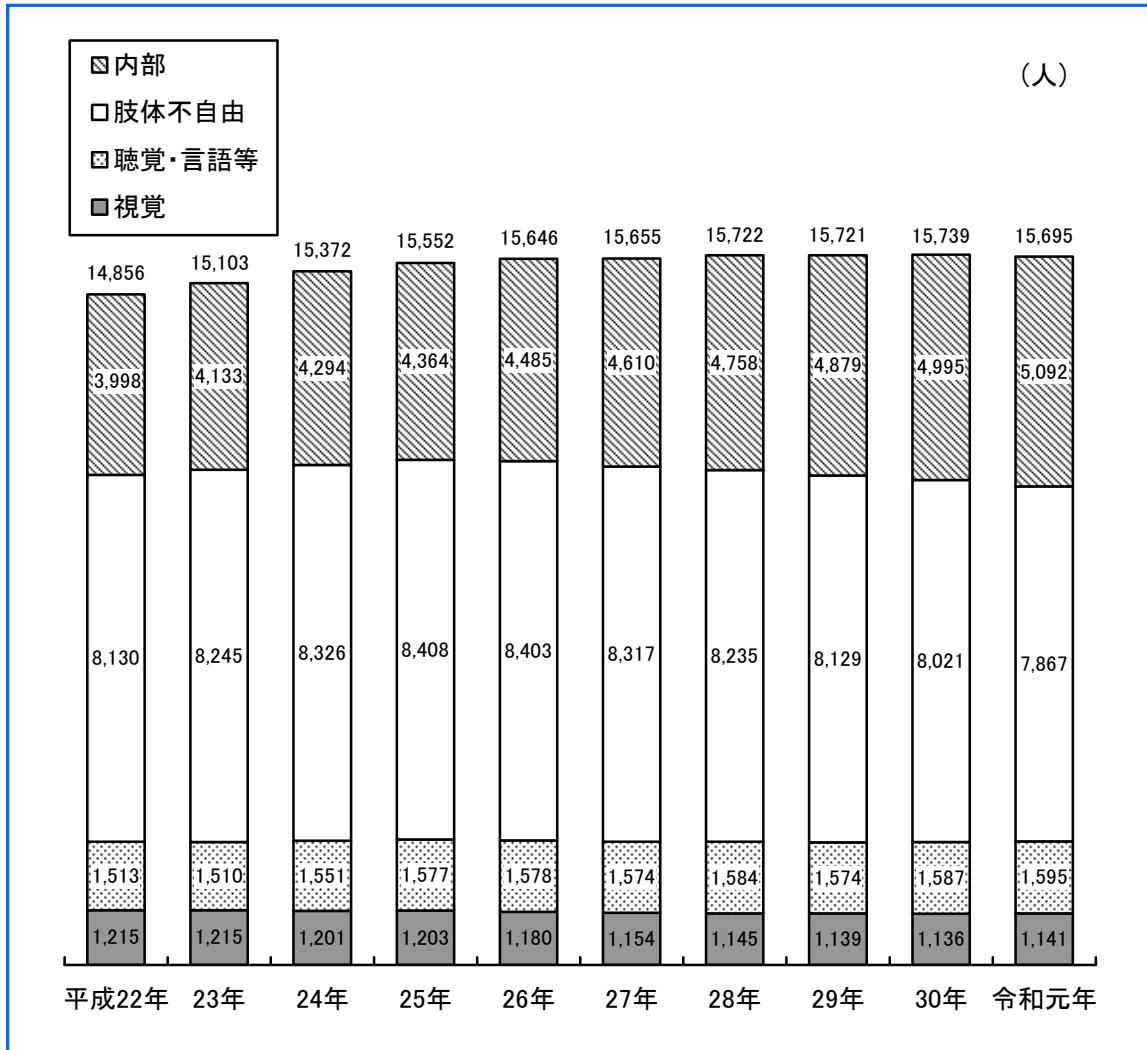


(資料) 障害者支援課：(身体障害・知的障害) 各年とも12月31日現在
保健予防課：(精神障害) 各年度とも3月31日現在

2 本区の身体障害者の状況

(1) 身体障害者の障害内容別人数の推移

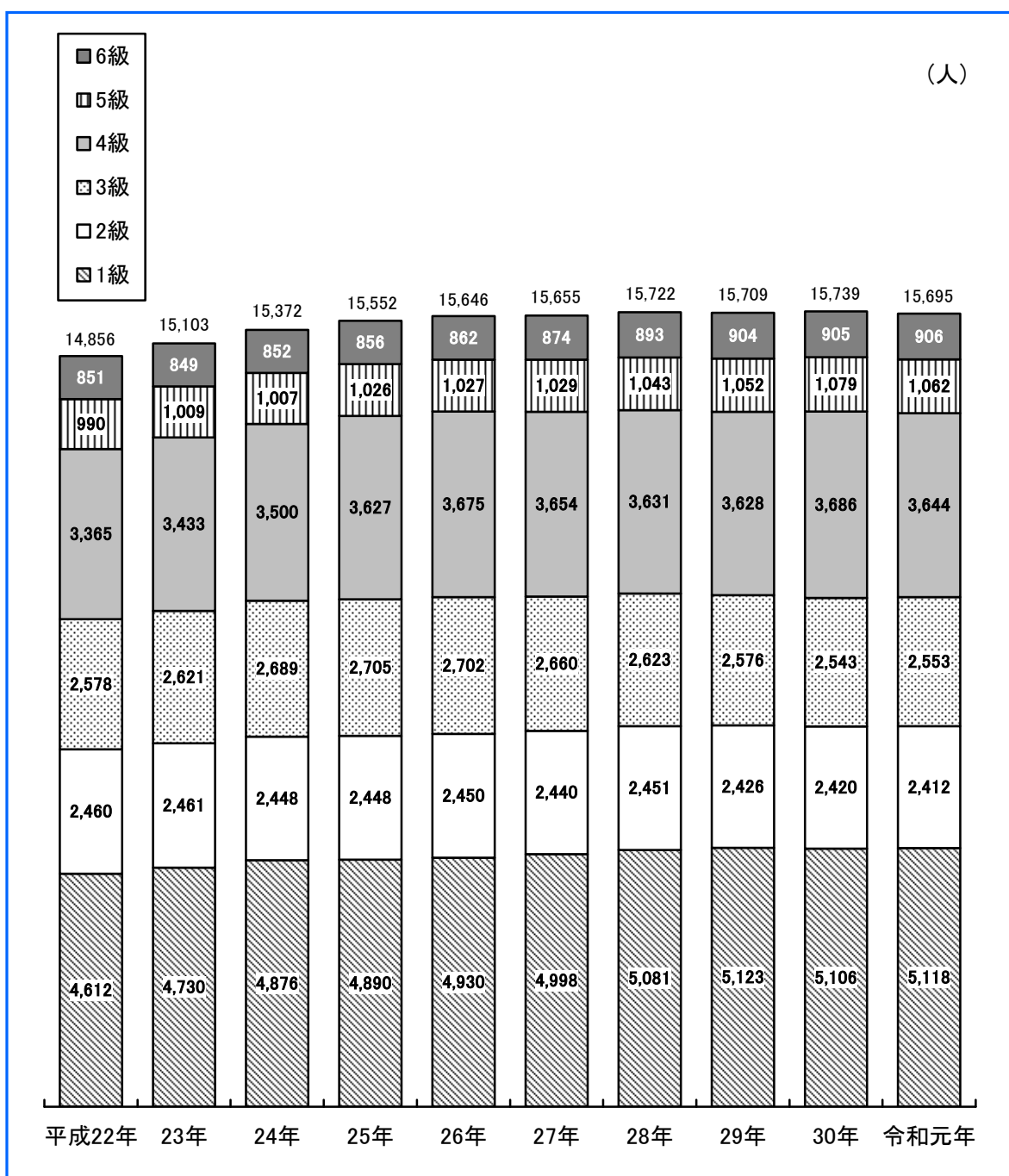
令和元年の時点における身体障害者手帳所持者の障害内容別人数をみると、「視覚障害」は1,141人、「聴覚・言語等障害」は1,595人、「肢体不自由」は7,867人、「内部障害」は5,092人です。内部障害が増加傾向になっていることがわかります。



(資料) 障害者支援課：各年とも12月31日現在

(2) 身体障害者の障害等級別人数の推移

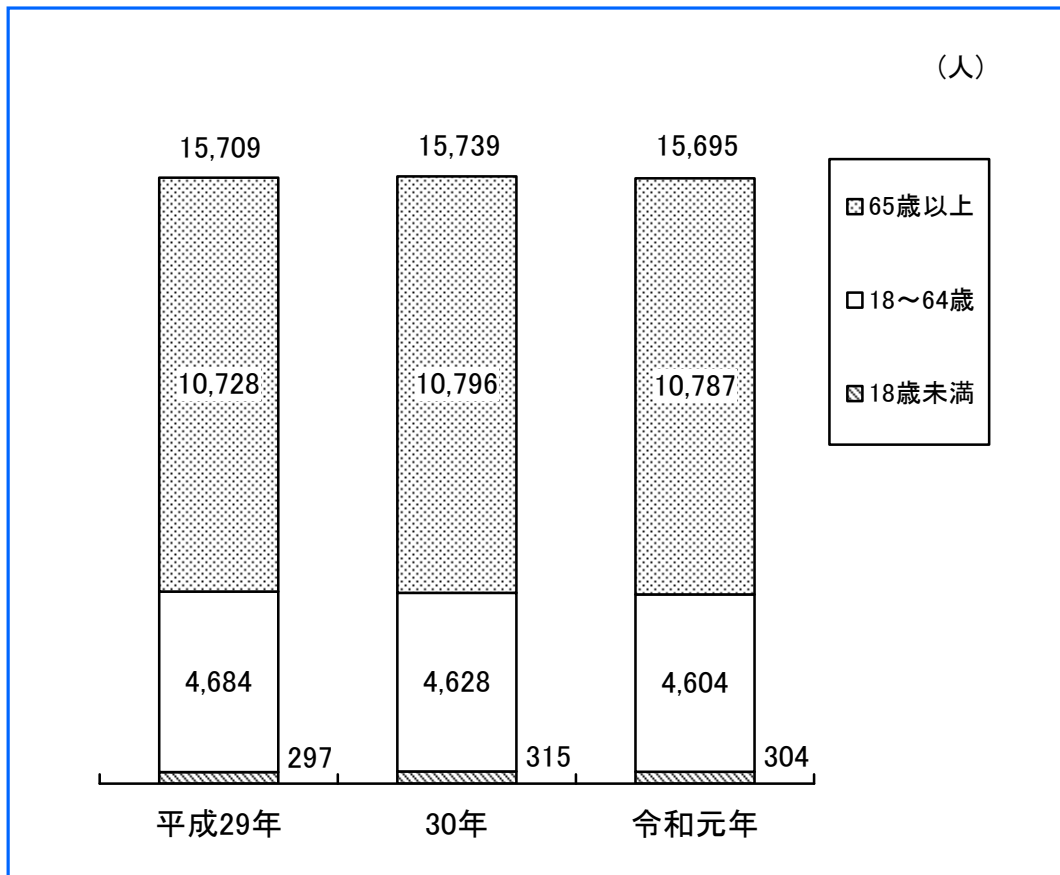
令和元年の時点における身体障害者手帳所持者の障害等級別人数をみると、「1級」が5,118人と最も多く、「2級」は2,412人、「3級」は2,553人、「4級」は3,644人、「5級」は1,062人、「6級」は906人です。



(資料) 障害者支援課 : 各年とも12月31日現在

(3) 年齢別身体障害者数の推移

令和元年の時点における身体障害者手帳所持者の年齢別人数をみると、「65歳以上」が10,787人と最も多く、「18～64歳」は4,604人、「18歳未満」は304人となっています。

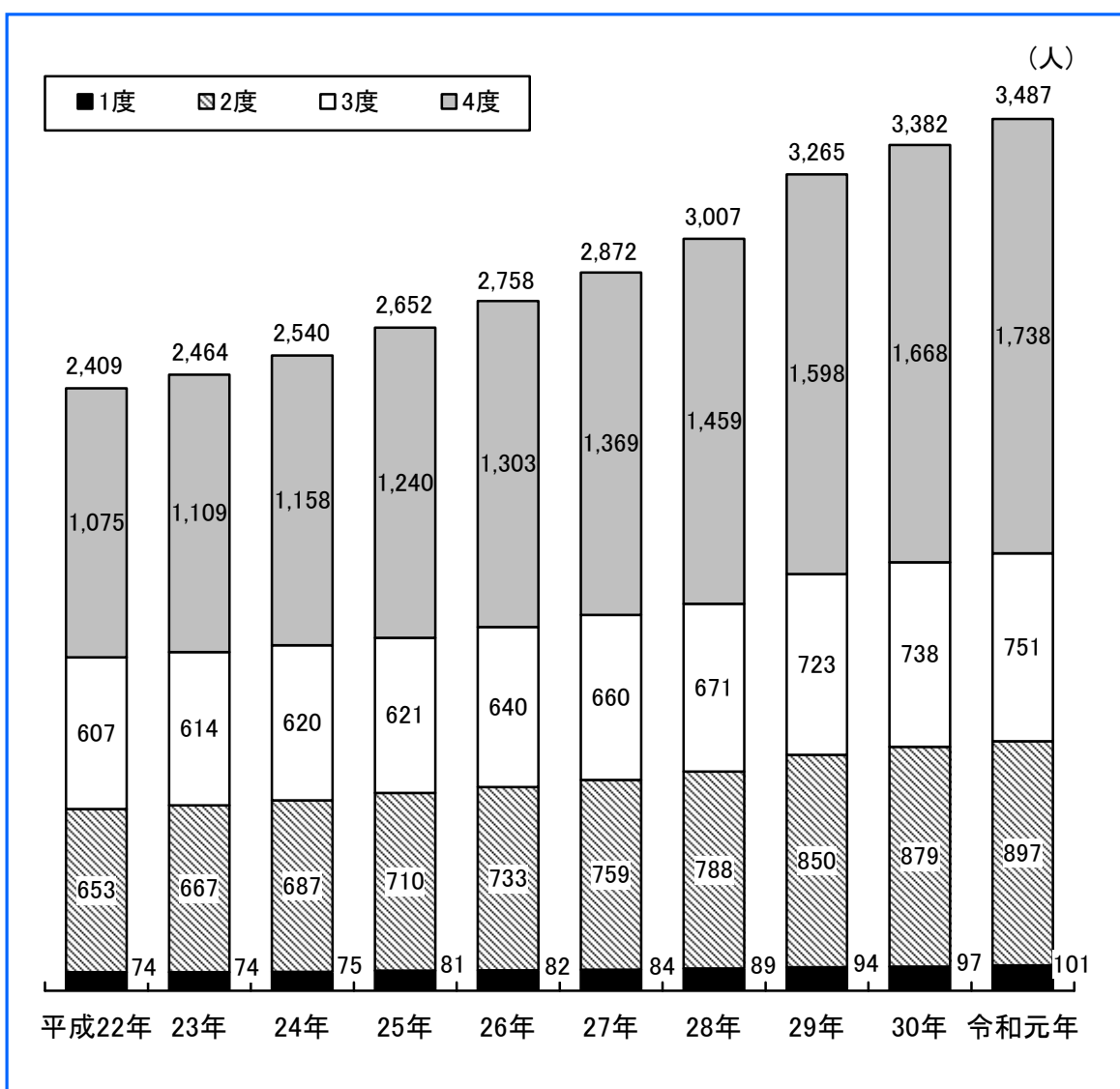


(資料) 障害者支援課 : 各年とも12月31日現在

3 本区の知的障害者の状況

(1) 知的障害者の障害程度別人数の推移

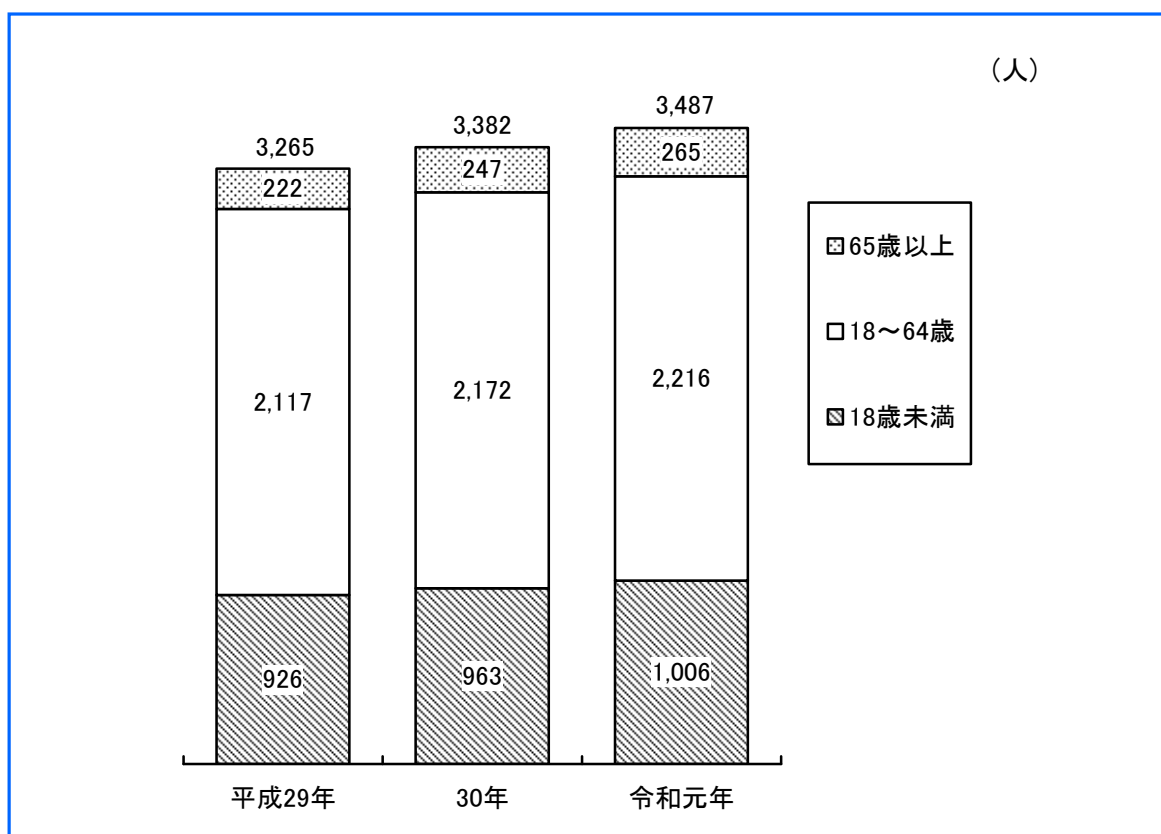
令和元年の時点における愛の手帳所持者の障害程度別人数をみると、「1度（最重度）」は101人、「2度（重度）」は897人、「3度（中度）」は751人、「4度（軽度）」は1,738人であり、「4度（軽度）」が最も多くなっています。



(資料) 障害者支援課：各年とも12月31日現在

(2) 年齢別知的障害者数の推移

令和元年の時点における愛の手帳所持者の年齢を見ると、「65歳以上」は265人、「18～64歳」2,216人、「18歳未満」1,006人です。

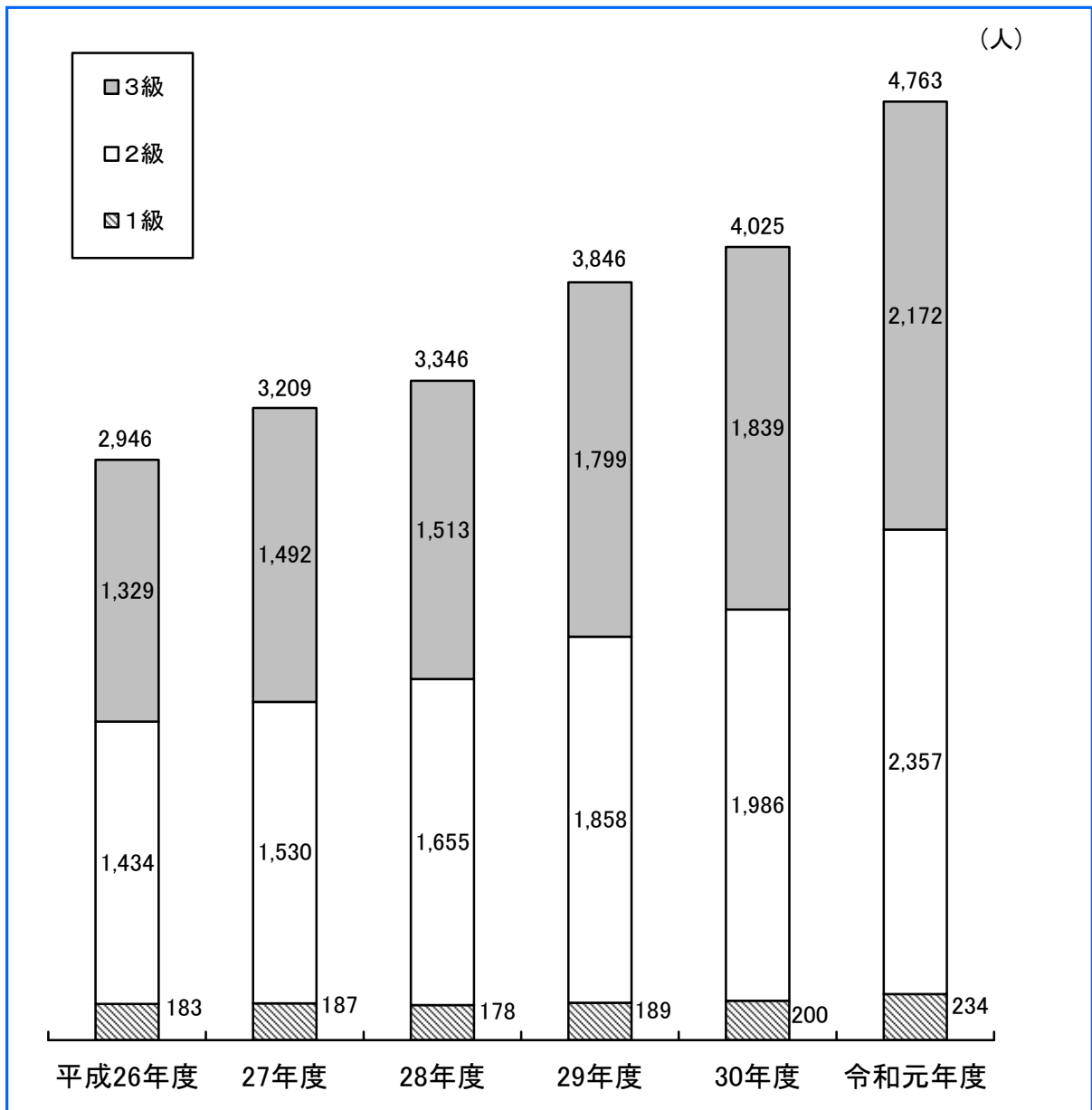


(資料) 障害者支援課 : 各年とも12月31日現在

4 本区の精神障害者の状況

(1) 精神障害者（手帳所持者）の障害等級別人数の推移

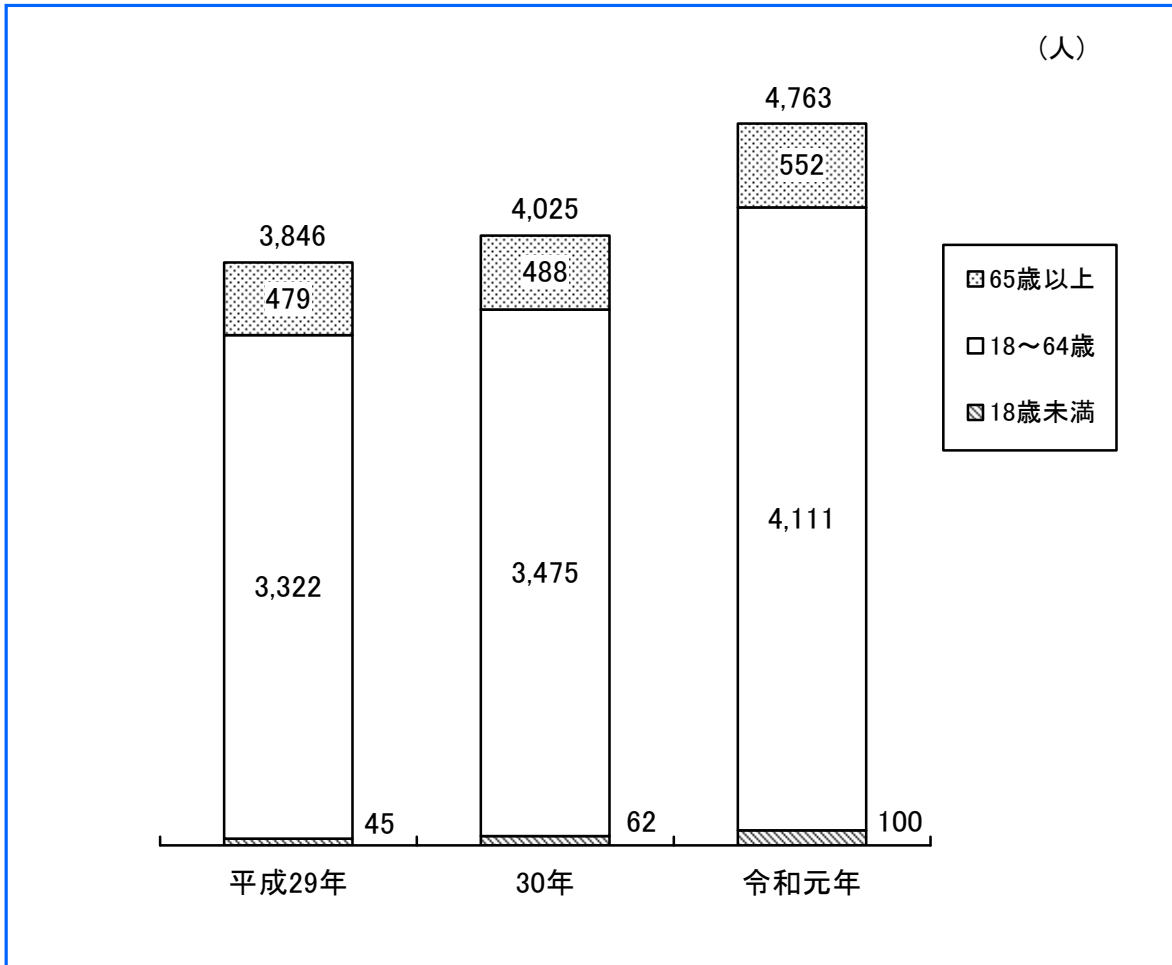
令和元年度における精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別人数をみると、「1級」は234人、「2級」は2,357人、「3級」は2,172人です。すべての等級で増加の傾向が見られます。



(資料) 保健予防課 : 各年度とも3月31日現在

(2) 年齢別精神障害者（手帳所持者）数の推移

令和元年度における精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別人数をみると、「18歳未満」は100人、「18～64歳」4,111人、「65歳以上」552人であり、「18～64歳」が最も多くなっています。

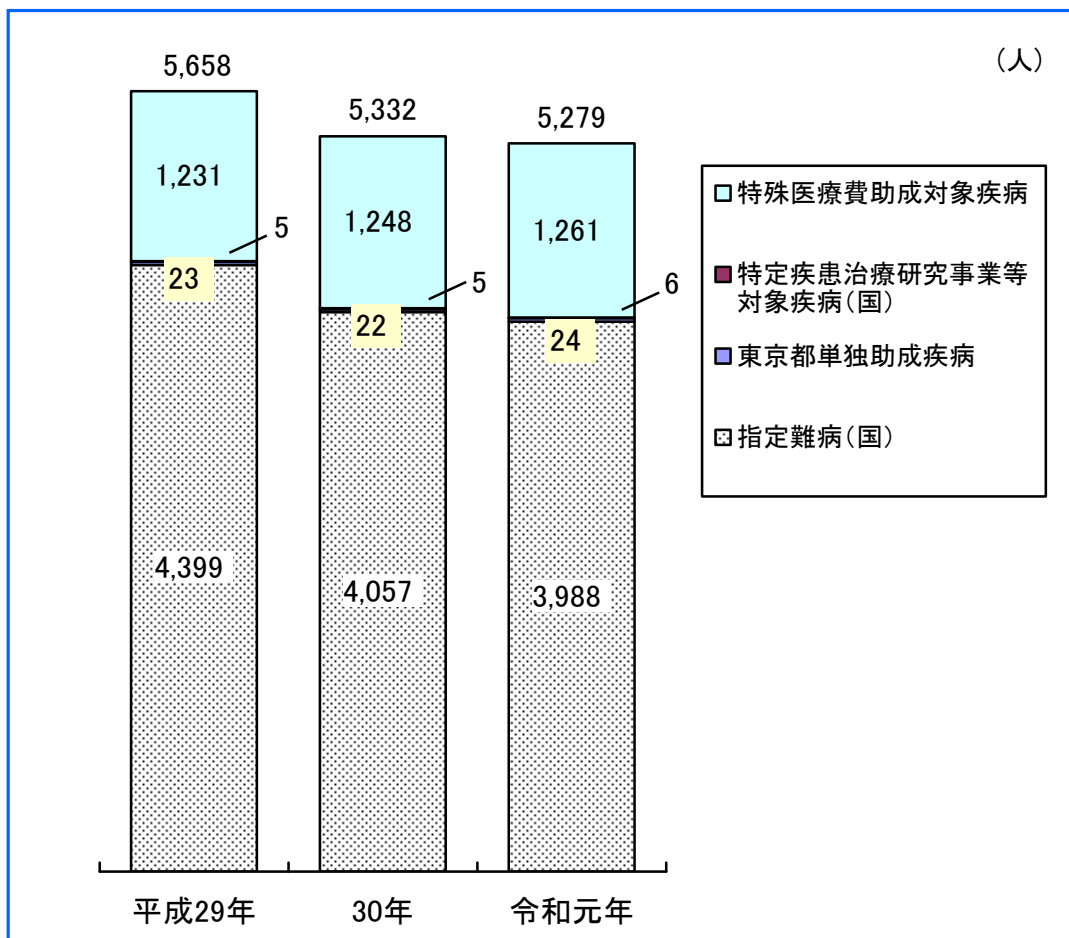


(資料) 保健予防課 : 各年度とも3月31日現在

5 本区の難病患者の状況

(1) 難病患者数の推移

令和元年度における特殊疾病医療費助成申請受付数は、5,279 人であり、平成 29 年度をピークに減少傾向になっています。



(資料) 保健予防課 : 各年度とも3月31日現在

※上記の人数は、特殊疾病医療費助成申請受付数の総数であり、障害者総合支援法における対象疾病とは異なります。

【参考】上記表における対象疾病数の推移 (資料: 保健予防課)

	平成 29 年	30 年	令和元年
特殊医療費助成対象疾病	2 疾病	2 疾病	2 疾病
特定疾患治療研究事業等対象疾病 (国)	4 疾病	4 疾病	4 疾病
東京都単独助成疾病	8 疾病	8 疾病	8 疾病
指定難病 (国)	330 疾病	331 疾病	333 疾病

6 障害者施策の現状

(1) 障害者に対する様々な支援施策

障害者に対する支援(行政の施策)は、下表のとおり多岐にわたっています。

分野	支援の施策	
相談窓口	区の障害者施策課、障害者支援課、保健所・保健相談所	
	民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員	
	東京都心身障害者福祉センター、児童相談所、 東京都発達障害者支援センター (TOSCA)	
	(教育関係) 都立の特別支援学校、区立の特別支援学級	
	(就労関係) 江東区障害者就労・生活支援センター、公共職業安定所	
手帳交付	身体障害者手帳：障害の程度によって1級から6級	
	愛の手帳(知的障害者)：障害の程度によって1度～4度	
	精神障害者保健福祉手帳：障害の程度によって1級～3級	
経済支援	手当	心身障害者(難病)福祉手当、特別障害者手当など
	年金	障害基礎年金、障害厚生年金など
	運賃	鉄道やバスの運賃の割引、タクシー運賃の割引など
	公共料金	NHK受信料の減免、上下水道の減免など
	税金	所得税や住民税などの障害者控除、自動車税の軽減など
福祉・介護	福祉サービス	居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護など
		補装具費の支給
		成年後見制度、地域福祉権利擁護事業、ふれあいサービス、入浴サービス、点訳サービス、手話通訳派遣など
保健・医療	医療費助成	心身障害者(児)医療費助成、特殊疾病医療費助成など
	医療費負担	自立支援医療
	相談・訓練	配慮を必要とするこどもの早期発見・療育、機能回復訓練など
教育	特別支援教育	小学校、中学校及び義務教育学校における特別支援学級、特別支援教室、江東特別支援学校、墨東特別支援学校、臨海青海特別支援学校、城東特別支援学校、大塚ろう学校城東分教室
	就学相談	義務教育の就学相談、特別支援学級就学奨励など
雇用・就業	相談	公共職業安定所での相談・求職受付など
	訓練	公益財団法人「東京しごと財団」における障害者就業支援事業、公共職業安定所での障害者職場適応訓練など
住宅	都営住宅抽せん優遇制度、住宅あっせんなど	

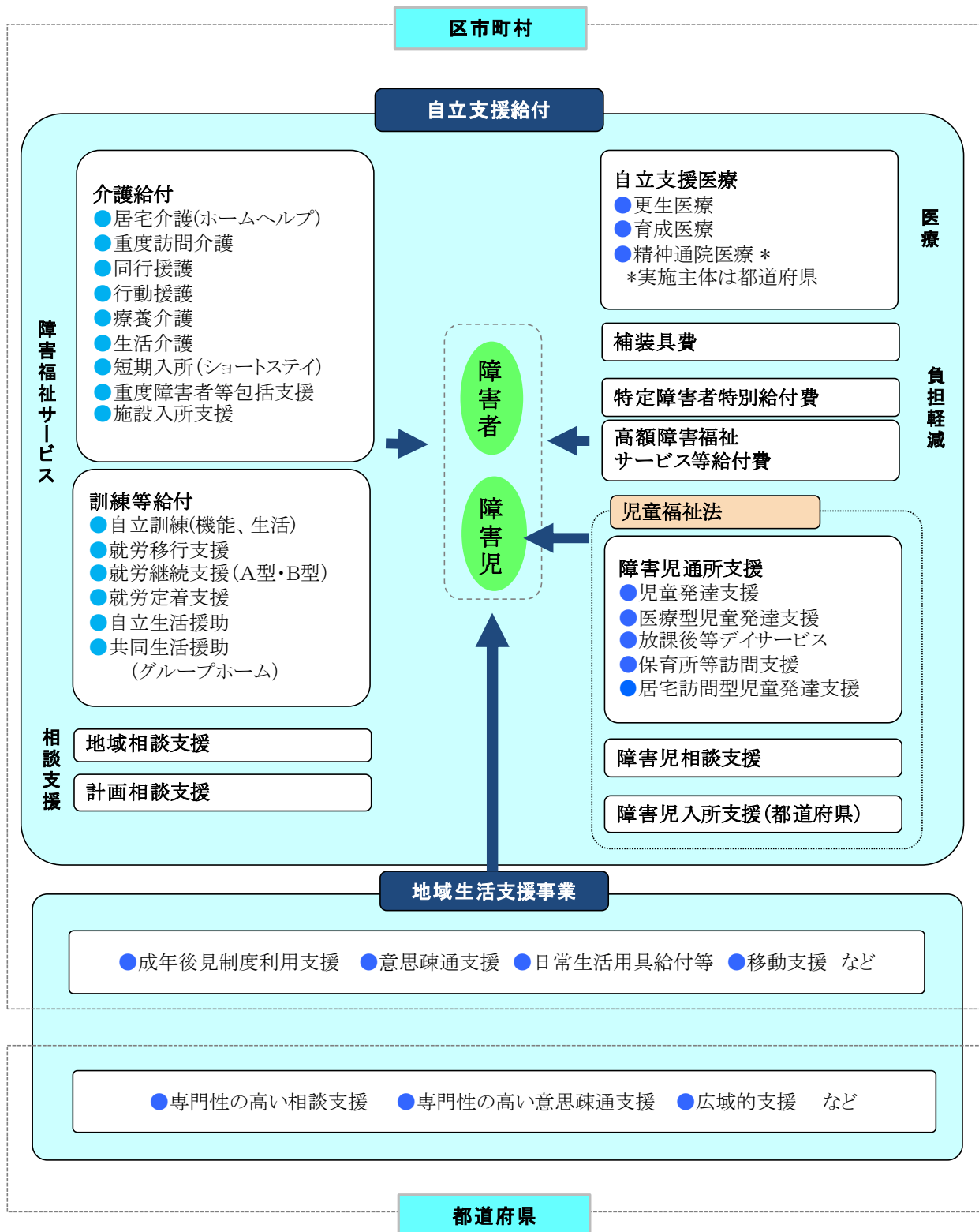
(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスのしくみ

① サービスの全体像

障害者総合支援法に基づくサービスは、障害のある方々の標準的な支援の度合いや勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用の際の手順が異なります。サービスには、原則として利用期限が設定されますが、必要に応じて更新・延長が行われます。

なお、障害がある児童（18歳未満）については、児童福祉法の「障害児通所支援」及び障害者総合支援法の「居宅介護」や「短期入所」等の障害福祉サービスが利用できます。また、介護保険給付の対象者については原則として介護保険給付が優先となりますが、心身の状況やサービス利用を必要とする理由等を踏まえ、介護保険担当課や居宅介護支援事業者と連携して対応しています。

■ 総合支援法による支援システムの全体像



② 利用者負担

利用者負担は、サービス量と所得に基づく負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。定率負担・実費負担それぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

〔利用者負担の負担上限月額設定〕

障害福祉サービスの利用者負担は、障害のある方とその配偶者（※）の所得に応じて、次の4区分の負担上限月額が設定されています。

※ただし、障害児（18歳未満。なお施設に入所する18、19歳を含む）の場合、保護者の属する住民基本台帳上の世帯を単位に所得を判断します。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額		
生活保護	生活保護受給世帯	0円		
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円		
一般1	区市町村民税所得割16万円未満（障害児は28万円未満）	施設等入所者以外	障害者	9,300円
			障害児	4,600円
		20歳未満の施設入所者		9,300円
一般2	上記以外の区市町村民税課税世帯	37,200円		

- 「一般」のうち入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は「一般2」となります。
- 所得区分が「一般1」に属する保護者に係る複数の障害児が障害児通所支援又は障害児入所支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額となります。なお、複数の条項に基づくサービスを受けている場合は、それぞれのサービスにおいて負担上限月額が決定されます（この場合、高額障害福祉サービス等給付費等における「障害児の特例」が適用されます）。
- 障害児通所支援を利用する小学校就学前の障害児又は幼稚園、保育所等に通う小学校就学前の児童が二人以上いる保護者に係る負担上限月額は、以下の①～③までの額を合算した額と元来の障害児通所給付費に係る所得区分に応じた負担上限月額のいずれか低い額となります（多子軽減措置）。

	障害児	算定額
①	小学校就学後の障害児 小学校就学前児童のうち最年長者	厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 10/100
②	①を除く小学校就学前児童のうち最年長者	厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 5/100
③	① 及び②以外の障害児	0

○障害児通所支援、障害児入所支援を利用する利用する満3歳になってから初めての4月1日から小学校就学までの期間の利用者負担額は無料となります。ただし、食事代や医療費等は対象外です。(就学前障害児の発達支援の無償化)

③ 利用者負担軽減策

〔補足給付〕

補足給付は、食費・光熱水費・家賃の実費負担に対する軽減措置です。

入所施設(20歳以上)

施設での1ヵ月あたりの食費・光熱水費の基準額を設定し、福祉サービス費の定率負担相当額と、食費・光熱水費の定費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が支給されます。

入所施設(20歳未満)

20歳未満の場合は、地域でこどもを養育する世帯と同様の負担となるように補足給付が行われます。さらに、18歳未満の場合は、教育費相当分が加算されます。

グループホーム

グループホーム居住者の低所得者に係る家賃の実費負担を軽減するため、補足給付1万円(家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額)が支給されます。

〔高額障害福祉サービス費〕

同じ世帯で複数の方がサービスを利用する場合や、介護保険も併せて利用する場合、減免措置が受けられます。

障害者

障害福祉サービス(補装具及び介護保険も併せて利用している場合は、補装具及び介護保険の負担額も含む)の合算額が基準額を超えている場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。(償還払いの方法によります。)

障害児

障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分については、高額障害福祉サービス費等が支給されます。(償還払いの方法によります。)

〔個別減免(医療型)〕

療養介護等を利用する場合、減免制度があります。医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、定率負担、医療費、食事療養費を合算して利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されません。

20歳以上の場合

低所得の方は少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担が減免されます。

20歳未満の場合

所得要件はありません。地域でこどもを養育する世帯と同様の負担(具体的には、生活費2.5万円を含めて所得区分に応じ5万円から7.9万円)となるよう、上限額の設定を行います。さらに18歳未満の場合にはその他生活費に教育費相当分を加えます。

〔生活保護移行防止〕

負担軽減策を講じても、利用者負担を負うことによって生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費・光熱水費の実費負担を引き下げます。

■ 利用者負担に関する軽減措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム利用者	通所施設(事業)利用者	ホームヘルプ利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者	
障害福祉サービス定率負担	利用者の負担上限月額設定 (所得段階別)						
	世帯での所得段階別負担上限 (高額障害福祉サービス費)						個別減免 (医療型) ※ 医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定
	生活保護への移行防止 (負担上限額を下げる)						
食費・光熱水費・家賃	補足給付 (食費・光熱水費)	通所施設を利用した場合には、食費負担軽減が受けられます。(経過措置)	食費負担軽減		補足給付 (食費・光熱水費)		
		補足給付 (家賃助成)					

(3) 江東区内の事業所数

江東区内の事業所数は、次の表の通りです。(令和2年4月1日現在)

■障害者(児)施設

サービス種別	事業所数(共同生活援助:ユニット数)
療養介護	1※
生活介護	15※
自立訓練(生活訓練)	1
就労移行支援	9
就労継続支援(A型)	4
就労継続支援(B型)	31(分室含む)
就労定着支援	3
地域活動支援センター(I型)	3
地域活動支援センター(II型)	1
共同生活援助	36(知的障害者29、精神障害者7)
宿泊型自立訓練	1
短期入所	2※
児童発達支援センター	2
医療型児童発達支援センター	1※
医療型障害児入所施設	1※
児童発達支援	15
放課後等デイサービス	37
保育所等訪問支援	2※

※東京都立東部療育センターを含めています。

■相談支援

サービス種別	事業所数
計画相談支援	29
障害児相談支援	14
地域移行支援	3
地域定着支援	3

■在宅サービス等

サービス種別	事業所数
居宅介護	66
重度訪問介護	63
同行援護	33
行動援護	3

第3章 目標値とサービス見込み【第6期江東区障害福祉計画】

1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進

第6期障害福祉計画では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、第5期計画での実績や本区の実情を踏まえ、以下の(1)～(6)の6項目について成果目標を設定し、取組をさらに推進していきます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点における施設入所者のうち、今後、自立訓練等を利用して、令和5年度末までにグループホームや一般住宅等、地域生活へ移行する者の数値目標を設定します。

国の指針では、令和5年度末時点で、令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者の1.6%以上の削減を基本に、地域の実情に応じて目標を設定することとなっています。

【国（厚生労働省）の指針】

基準時点：令和元年度末

終了時点：令和5年度末（第6期計画終了日）

項目	第6期計画の数値目標の基本となる数値と考え方		備考
地域移行者数	6%以上	直近3年間の増加率で推移した場合の令和5年度末の移行者数を7.3千人、施設入所者数を12.3万人とし、地域移行率を5.7%と推計する。 →地域移行者の割合を6%以上と設定	※現計画で設定されている令和2年度末までの数値目標が達成されていない場合、未達成割合を加えたものを目標値とする。 ※障害児入所施設への入所者のうち18歳以上になっている者については、施設入所者の算定の対象外とする。
入所者数の削減数	1.6%以上	直近3年間の削減率0.4% →同率で推移した場合の4年間の地域移行者の割合を1.6%以上と設定	

(資料) 厚生労働省

【 施設入所者の地域生活への移行実績 】

項 目	実績	説 明
地域移行者	3 人	平成 28 年度末から令和元年度末までの、施設入所者の地域移行者数
地域移行者の見込み	4 人	令和 2 年度末見込み数

令和元年度現在、施設からの地域移行者数は3人となっています。これに令和2年度末の見込み数を合わせると4人となり、平成28年度末現在の施設入所者数（307人）の1.3%に相当します。第5期障害福祉計画における目標数は28人（9.0%）であり、目標達成は難しい状況です。

令和元年度末時点における施設入所者は294人で、本計画においては、国の指針に基づき地域生活への移行者を施設入所者数の6%にあたる18人とします。なお、現計画の目標未達成割合相当は実情を踏まえ加えないこととします。また、今なお入所待機者がいることから、施設入所者数の減は見込まないこととしますが、令和5年度に障害者入所施設が開設される予定であり、令和5年度末時点での施設入所者数は332人とします。

【 施設入所者の地域生活への移行目標 】

項 目	目標	区 の 考 え 方
令和5年度末入所者数	332 人	令和5年度末時点での施設入所者数の見込み
施設入所者削減の見込み	0 人	令和5年度末までに、令和元年度末と比較して、施設入所者数の減少は見込まない。
地域移行者の目標数	18 人	令和5年度末までに、令和元年度末時点での施設入所者数の6%に相当する人が、地域生活へ移行する。

※令和元年度末現在の施設入所者数 294 人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、地域全体での精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。そのため、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていかなければなりません。

国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者数、早期退院率に関する目標を設定することとなっており、これらはいずれも東京都において設定することとされています。

第6期計画では、区独自の目標設定は行いませんが、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、システム構築に向けて取り組むとともに、一層の推進に向けた取組の検討も進めていきます。また、区においては、現在、人々が相互に支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会、地域共生社会の実現に向けた取組として「地域福祉計画」の策定を進めています。「誰一人取りこぼさない社会」を作るため、生活上の困難を抱えるあらゆる人に対して総合的に支援を行うことを目指すものです。精神障害者を含む様々な生活課題を抱える方々にも対応した社会づくりについて、地域福祉計画策定の中でも検討を進めていきます。

(参考) システム構築に向けた主な取組

項 目	取組内容
地域自立支援協議会精神部会の取組	主に精神障害者を対象とした「心の健康福祉マップ」を作成・配布
住宅入居等支援事業	物件探し、入居後の24時間体制の相談支援

【 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築実績 】

項 目	実績	説 明
保健、医療、福祉関係による協議の場を設置	設置済	令和2年度より、江東区医師会、都立墨東病院、民生児童委員等関係機関と、庁内関係部署で構成される江東区地域精神保健福祉連絡協議会を協議の場と位置付け、開催した。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るものです。具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用、及び体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備します。

国の指針では、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、令和5年度末までに1つ以上の拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

拠点等の整備に当たっては、地域生活を支援する機能を集約してグループホームや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」の2種類の整備手法が国から示されています。

区では、令和5年度に開設を予定している障害者入所施設において、「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」などの機能付加を検討しており、当該施設の開設を機に「面的整備型」による整備を目指していきます。

(厚生労働省資料)



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

就労支援の観点から、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

就労移行支援事業等の数値目標の考え方は、以下のとおり、国が示す計画の考え方を基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

【国（厚生労働省）の指針】

項 目	数値目標
一般就労への移行実績 (就労移行支援事業等)	令和元年度の1.27倍以上
一般就労への移行実績 (就労移行支援)	令和元年度の1.30倍以上
一般就労への移行実績 (就労継続支援A型)	令和元年度の1.26倍以上
一般就労への移行実績 (就労継続支援B型)	令和元年度の1.23倍以上
一般就労移行者	7割以上が就労定着支援事業を利用
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	全体の7割以上

(資料) 厚生労働省

【福祉施設等から一般就労への移行実績（令和元年度）】

項 目	実績
障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労移行者	76人
福祉施設から一般就労した者	53人
就労移行支援から一般就労した者	37人
就労継続支援A型から一般就労した者	4人
就労継続支援B型から一般就労した者	12人
就労定着支援を利用した一般就労移行者の割合	39%
障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労1年後職場定着率	88%

区では平成 17 年度に「江東区障害者就労・生活支援センター」を設置し、障害者雇用を行う企業や関係機関等との連携を図り、就労支援業務を行っています。令和元年度にセンターを利用して一般就労に移行した者は 76 人でした。また、区内の福祉施設から一般就労した者は 53 人であり、そのうち就労移行支援から 37 人、就労継続支援 A 型から 4 人、就労継続支援 B 型から 12 人となっています。

令和 5 年度における障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労移行の成果目標は、過去の実績、就労環境の状況を鑑みて、令和元年度と同数を目指します。また、一般就労 1 年後の職場定着率については、引き続き、8 割以上を目標とし、福祉施設から一般就労への移行を支援していきます。推進に当たっては、離職者や特別支援学校等の卒業生に対する就職の支援や一般就労・雇用支援策の理解促進を図るなど、障害者雇用全体の取組を進めていきます。なお、国が示した就労定着支援に係る目標設定については、区内の事業所数や他自治体の事業所利用状況を考慮し、本区においては設定しないこととします。

【福祉施設等から一般就労への移行目標】

項 目	目 標	説 明
障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労移行者	76 人	令和元年度実績と同数
一般就労への移行者 (就労移行支援事業等)	67 人	令和元年度実績の 1.27 倍
一般就労への移行者 (就労移行支援)	48 人	令和元年度実績の 1.30 倍
一般就労への移行者 (就労継続支援 A 型)	5 人	令和元年度実績の 1.26 倍
一般就労への移行者 (就労継続支援 B 型)	14 人	令和元年度実績の 1.23 倍
障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労 1 年後職場定着率	8 割以上	

(5) 相談支援体制の充実・強化

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身近な地域で相談できる体制を充実・強化することが求められています。

国の指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和 5 年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本として目標を設定するとしています。

現在、区では国が掲げる「地域共生社会の実現」に向けて、地域福祉計画の策定を進めており、その中で「障害者」だけでなく、「高齢者」「こども」「生活困窮者」「社会的孤立状態にある方」など様々な分野にまたがる生活課題を抱える方々に対応するために、分野を超えて総合的に相談に応じるなどの包括的な支援体制について、検討を行うこととしています。

区では、包括的支援体制の検討内容と整合を取りながら、相談支援体制の充実・強化に向け、令和5年度までに基幹相談支援センター設置を目指すほか、地域において障害者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員の確保に努めていきます。併せて、地域の相談支援事業者に対する支援も引き続き行っていきます。

【相談支援体制の充実・強化目標】

項目		目標	令和元年度実績
総合的・専門的な相談支援			
	地域活動支援センターの運営（継続）	4 か所	4 か所
	基幹相談支援センターの設置	1 か所	—
	主任相談支援専門員の確保	5 人	3 人
地域の相談支援体制の強化			
	相談支援事業所連絡会の開催	年2回以上	年1回
	相談支援事業所職員確保・定着促進	年1人	年1人
	地域の相談機関との連携会議の開催	(新規)	—

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している状況の中、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供していくため、区市町村職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証していくことが必要です。そこで、国の指針では、障害者総合支援法の具体的内容を理解する取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況の把握と適正なサービス提供の検証等の実施体制を構築することを基本として目標を設定するとしています。

区では、障害福祉サービス等の質の向上のため、東京都が実施する障害福祉サービスに係る研修等に積極的に参加して理解を深めるほか、障害者自立

支援支払等システムの活用や指導検査体制の強化を図り、適正な事業所運営を確保していきます。

【 障害福祉サービス等の質の向上目標】

項 目	目 標
転入、新規採用職員等新たに従事する区職員を対象とする研修の実施	積極的に参加
障害者自立支援支払等システムの活用	—
指定障害福祉サービス事業者に対する指導検査	年 20 件以上

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、障害福祉サービス等の利用実績やサービスの利用意向など地域の実情を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの各年度における見込みを設定します。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、サービス提供事業者が居宅に訪問して行うサービスであり、以下の5種類があります。

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

① 居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。また、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者で、医療機関に入院した方が適切な介護を受けられるよう、ヘルパーが医療従事者に情報伝達を行うなどの支援を実施します。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、その方が外出する際の必要な援助を行います。

④ 行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護・排せつ・食事等の介護その他の、その方が行動する際の必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護が必要で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方、知的障害または精神障害により行動上著しい困難がある方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助を包括的に提供します。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問系サービス	サービス量	21,365 時間分	23,426 時間分	25,560 時間分
	利用者数	833 人	861 人	802 人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

それぞれのサービス別の利用実績より、一人当たりの月の平均利用時間を求めるとともに、障害者の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる方の数を勘案してサービスの見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	サービス量	26,134 時間分	26,674 時間分	27,247 時間分
	利用者数	844 人	883 人	924 人

サービス見込量の単位 「時間分」と「人日分」

「時間分」とは、「月間の利用人数」に、「一人1か月当たりの平均利用時間」を乗じて得られた数値です。

「人日分」とは、「月間の利用人数」に、「一人1か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数値です。

例えば、1か月の間に5人の利用者が平均20日のサービスの提供を受けたときは、5人×20日＝100人日 となります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、昼間に入所または通所により訓練、介護等を提供するサービスで、以下の7種類があります。

- ① 生活介護 ② 自立訓練 ③ 就労移行支援 ④ 就労継続支援
⑤ 就労定着支援 ⑥ 療養介護 ⑦ 短期入所

① 生活介護

主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供、その他の身体機能・生活機能の向上のために必要な援助を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	サービス量	14,036 人日分	14,152 人日分	13,970 人日分
	利用者数	734 人	738 人	743 人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績より、一人当たりの月平均利用日数を求め、障害者の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、特別支援学校卒業者数の状況等を勘案してサービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	サービス量	14,668 人日分	15,238 人日分	15,865 人日分
	利用者数	772 人	802 人	835 人

② 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練の2種類があります。

ア) 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある方・難病等の対象となる方について、通所先の障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、またはその方の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練 (機能訓練)	サービス量	41人日分	43人日分	27人日分
	利用者数	2人	3人	3人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績より、一人当たりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	サービス量	42人日分	42人日分	42人日分
	利用者数	3人	3人	3人

イ) 自立訓練（生活訓練）

知的障害または精神障害のある方について、通所先の障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、またはその方の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

《平成 30 年度から令和 2 年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自立訓練 (生活訓練)	サービス量	335 人日分	253 人日分	337 人日分
	利用者数	28 人	25 人	38 人

(注) 令和 2 年度は利用見込みの数値です。

利用実績より一人当たりの月平均利用日数を求め、障害者の増加傾向、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる方の数を勘案して利用者を見込み、利用期間は上限 2 年間を想定して、サービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練 (生活訓練)	サービス量	410 人日分	450 人日分	480 人日分
	利用者数	41 人	45 人	48 人

③ 就労移行支援

原則 65 歳未満の就労希望者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方について、生産活動・職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

《平成 30 年度から令和 2 年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労移行支援	サービス量	2,283 人日分	2,394 人日分	2,386 人日分
	利用者数	144 人	156 人	149 人

(注) 令和 2 年度は利用見込みの数値です。

利用実績より、一人当たりの月の平均利用日数を求めるとともに、障害者の増加傾向、入所及び通所施設の利用者数、特別支援学校卒業者数の状況を勘案して利用者数を見込み、利用期間は上限 2 年間を想定して、サービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労移行支援	サービス量	2,560 人日分	2,784 人日分	3,024 人日分
	利用者数	160 人	174 人	189 人

④ 就労継続支援

原則 65 歳未満で通常の事業所に雇用されることが困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型とB型の2種類があります。

ア) 就労継続支援 (A型)

通常の事業所に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援によって雇用契約等に基づき就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供等、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《平成 30 年度から令和 2 年度利用実績と見込み (月間)》

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労継続支援 (A型)	サービス量	1,486 人日分	1,302 人日分	1,252 人日分
	利用者数	85 人	76 人	78 人

(注) 令和 2 年度は利用見込みの数値です。

利用実績より、一人当たりの平均利用日数を求めるとともに、障害者の増加傾向を勘案して利用者数を見込み、サービス見込量を算定します。

《見込量 (月間) の設定》

種 類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援 (A型)	サービス量	1,445 人日分	1,547 人日分	1,666 人日分
	利用者数	85 人	91 人	98 人

イ) 就労継続支援 (B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な方のうち、通常の事業所に雇用されていたものの年齢・心身の状態等の事情により引き続きその事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方等、通常の事業所に雇用されることが困難な方について、生産活動その他の活動の機会の提供等、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み (月間)》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援 (B型)	サービス量	11,550人日分	11,536人日分	11,583人日分
	利用者数	760人	747人	746人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績より、一人当たりの月平均利用日数を求めるとともに、障害者の増加傾向、特別支援学校の卒業生数の状況、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる方の数を勘案して利用者数を見込み、サービス見込量を算定します。

《見込み (月間) の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (B型)	サービス量	11,685人日分	12,120人日分	12,570人日分
	利用者数	779人	808人	838人

⑤ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6か月を経過した方の就労の継続を図るため、企業・障害福祉サービス事業者・医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での様々な問題に関する相談・指導及び助言等の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労定着支援	20人	57人	71人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績と就労移行支援の利用者数の見込みを踏まえて利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	72人	73人	79人

⑥ 療養介護

主として昼間、病院において、機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護・日常生活上の世話をを行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	62人	61人	59人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績を踏まえて利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	61人	61人	61人

⑦ 短期入所

居宅において介護を行う方の病気等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要となった方について、当該施設において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院・診療所・介護老人保健施設において実施する医療型があります。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所 (福祉型)	サービス量	2,082 人日分	2,293 人日分	2,426 人日分
	利用者数	119 人	134 人	100 人
短期入所 (医療型)	サービス量	70 人日分	95 人日分	68 人日分
	利用者数	13 人	17 人	9 人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績より、一人当たりの月平均利用日数を求めるとともに、障害者の増加傾向を勘案して利用者数を見込み、サービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	サービス量	2,580 人日分	2,700 人日分	2,840 人日分
	利用者数	129 人	135 人	142 人
短期入所 (医療型)	サービス量	84 人日分	84 人日分	84 人日分
	利用者数	14 人	14 人	14 人

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、共同生活を行う住居や施設等において訓練等給付または介護給付を提供するサービスです。以下の3種類があります。

- ① 自立生活援助 ② 共同生活援助 ③ 施設入所支援

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した方などで生活力に不安があり支援を必要とする方に対して、定期的に利用者宅を訪問し、食事や掃除などに課題がないか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談、要請があった際には、訪問、電話等による随時の対応を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	0人	1人	1人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績と地域定着支援の利用者を踏まえて、利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	2人	2人	2人

② 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。

《平成 30 年度から令和 2 年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
共同生活援助	369 人	383 人	399 人

（注）令和 2 年度は利用見込みの数値です。

利用実績を踏まえて、障害者の増加傾向、新たなグループホームの開所見込み、入所施設からの地域移行、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる方の数等を勘案し、利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助	431 人	464 人	499 人

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活に関する相談・助言等、日常生活上の援助を行います。

《平成 30 年度から令和 2 年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施設入所支援	304 人	297 人	294 人

（注）令和 2 年度は利用見込みの数値です。

施設入所者の地域生活への移行、入所待機者の状況を踏まえ、利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設入所支援	294 人	294 人	332 人

(4) 相談支援

相談支援とは、相談支援事業者が障害のある方の相談を専門的に応じるサービスであり、以下の2種類があります。

- ① 計画相談支援 ② 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

① 計画相談支援

障害福祉サービスを申請した障害者について、利用する障害福祉サービスの種類及び内容等を記載したサービス等利用計画の作成、障害福祉サービスの利用状況を検証し、その結果及び心身の状況等の事情を勘案したサービス等利用計画の見直しを行うことにより、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	342人	352人	366人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

平成24年4月の障害者自立支援法等関係法令の改正に伴い、平成27年度から、障害福祉サービス、地域相談支援に係る申請のあったすべての事例において、申請者に対してサービス等利用計画案の提出を求めるものとされています。そのため、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の支給決定者数の見込みに基づき、サービス量を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	381人	395人	411人

② 地域相談支援

ア) 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域移行支援	5人	8人	8人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	9人	10人	11人

イ) 地域定着支援

居宅で単身生活をしている障害者等に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域定着支援	4人	3人	5人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	4人	5人	6人

(5) 障害福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策

(1) から (4) で見込んだ障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量について、サービスの種類ごとにその事業を行う事業者等の確保に関する方策は以下のとおりです。

① 訪問系サービス

- 訪問系サービスは、地域での生活を支えるために必要なサービスであり、在宅での生活を支援する基本的なサービスです。
- 令和元年度に実施した障害者実態調査では、希望の暮らしをするために訪問系サービスの充実を求める割合が身体障害者や高次脳機能障害者で高く、また、今後利用したいサービスとして居宅介護の希望が最も高い結果となりました。潜在的な利用ニーズが高いことがうかがえます。
- サービス提供事業者への調査結果では、今後3年間で事業拡大または新規参入したいサービスとして居宅介護が一番多かった一方、スタッフの確保・資質向上が経営上の課題となり、民間事業所の事業拡大や新規参入の阻害要因となっていることがわかります。
- 福祉人材の確保は、障害福祉分野だけでなく、高齢福祉分野や児童福祉分野など様々な分野で全国的に人材不足に陥っている状況にあります。
- そのため、区独自の取組には限界がありますが、障害福祉の現場が魅力的で働きがいのある職場であることの周知・広報等に取り組むなど、人材の確保・資質向上につながる取組を進めるとともに、引き続き、事業参入等の促進を図り、訪問系サービスの確保・充実に努めます。

② 日中活動系サービス

- 区内で日中活動系サービスを提供する施設は、生活介護 15 か所、就労移行支援 9 か所、就労継続支援 A 型 4 か所、就労継続支援 B 型 31 か所となっています。(令和2年4月1日現在)
- その中で、生活介護及び就労継続支援 B 型の利用者が各々740 人程度おり、障害者の増加傾向や生活介護の利用希望の高さを考慮すると、今後も利用者の増加が見込まれています。
- また、特別支援学校の卒業生のニーズへの対応も必要です。
- そのため、区では利用者の動向等を見ながら、各サービスの事業参入を促進しつつ、生活介護については、特別支援学校の卒業生の見込みも勘案して、事業参入に加えて既存施設の定員拡大などの対応を図り、サービス量の確保に努めていきます。

③ 居住系サービス

- 入所施設等から地域生活への移行を進めるためには、地域における居住の場としてのグループホームを中心とした住まいを確保することが重要です。
- 区内には、多くのグループホームが整備されていますが、入所施設から地域生活への移行の受け皿として、また、親亡き後の自立を支援する受け皿として、引き続きグループホームの運営を支援していくとともに、新たなグループホームの整備を促進していきます。
- 特に日中サービス支援型グループホームは、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された新たな類型であり、施設等から地域移行の促進や地域生活の継続など、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。今期中に整備着手できるよう取組を進めていきます。
- さらに、家族や在宅サービス、グループホームでは対応が困難であるなど、真に入所が必要な方などに対しては、障害者入所施設の整備を進め、令和5年度から区内において施設入所支援サービスを提供できる体制を確保します。

④ 相談支援

- 地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支援、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が欠かせません。
- 計画相談支援は、障害福祉サービス等の利用計画の作成を行っていますが、区内においては事業所及び相談支援専門員がここ数年横ばいに推移しています。
- 計画相談支援の充実に向けて、引き続き、区の就業・定着促進事業を活用して人材を確保・育成するとともに、相談支援専門員が働きやすい環境整備に取り組めます。
- 地域相談支援についても、各地域活動支援センターの相談支援体制を継続していきます。

3 地域生活支援事業に関する事項

区が実施する地域生活支援事業について、実施する事業の内容、事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、事業の見込量確保の方策などを定めます。

(1) 実施する事業の内容

区では、障害者総合支援法第 77 条に定められている、区（市町村）が実施する地域生活支援事業を行っていくほか、既存の事業や必要に応じて行う新規事業等を効果的に組み合わせて、障害者等の地域生活を支援します。

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

区では、障害者福祉大会を年 1 回開催し、障害者等と地域住民の交流の機会を設けています。

《令和元年度・令和 2 年度の実施状況》

理解促進研修・啓発事業	令和元年度	令和 2 年度
実施の有無	有	有

《見込量の設定》

理解促進研修・啓発事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

区では知的障害者学習支援事業を実施し、軽度知的障害のある 18 歳以上の就労者に対し学習活動、学習支援活動を行っています。

《令和元年度・令和2年度の実施状況》

自発的活動支援事業	令和元年度	令和2年度
実施の有無	有	有

《見込量の設定》

自発的活動支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

相談支援事業は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

ア) 障害者相談支援事業

この事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連携調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行うものです。

今後、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、さらなる相談支援の充実を図ります。

イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

この事業は、区市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施するものです。区では、障害者支援課に保健師を配置して、機能強化を図っていますが、さらなる充実を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

ウ) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

この事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通して障害のある方の地域生活を支援するものです。区では、他部署や関係機関との連携により、支援体制の充実を図ります。

《平成 30 年度から令和 2 年度の実施状況（年間）》

相談支援事業	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ア 障害者相談支援事業	9 か所	9 か所	9 か所
イ 基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有
ウ 住宅入居等支援事業	有	有	有

《見込量（年間）の設定》

相談支援事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ア 障害者相談支援事業	9 か所	9 か所	9 か所
イ 基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有
ウ 住宅入居等支援事業	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

この事業は、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護に資することを目的としています。区では、制度利用を希望する低所得者に対して、家庭裁判所への申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

《平成 30 年度から令和 2 年度の実施状況（年間）》

成年後見利用支援事業	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実利用者数（助成対象者数）	6 人	7 人	16 人

（注）令和 2 年度は見込みの数値です。

《見込量（年間）の設定》

成年後見利用支援事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用者数（助成対象者数）	10 人	10 人	10 人

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

この事業は、成年後見制度において親族や専門職（弁護士等）の後見人が得られない場合に、法人後見及び社会貢献型後見人の法人後見監督を受任することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とした制度です。区では社会福祉協議会に対し、法人後見等事業に係る諸経費を補助しています。

《令和元年度から令和2年度の実施状況》

成年後見制度法人後見支援事業	令和元年度	令和2年度
実施の有無	有	有

《見込量の設定》

成年後見制度法人後見支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、窓口への手話通訳者設置を行います。

実績数値を基に、聴覚・言語機能障害での身体障害者手帳所持者数の平均増加率を用いて、サービス見込量を算定します。

《手話通訳者・要約筆記者派遣、手話通訳者設置数の推移（年間）》

意思疎通支援事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①手話通訳者派遣 実利用者数	162人	147人	155人
②要約筆記者派遣 実利用者数	5人	5人	5人
③手話通訳者設置事業 設置者数	2人	2人	2人

（注1）令和2年度は見込みの数値です。

（注2）「手話通訳者」には、「手話通訳士」（国の手話通訳技能認定試験に合格し登録を受けた者）、「手話通訳者」（都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において登録を受けた者）、「手話奉仕員」（区市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録された者）を含みます。

（注3）「要約筆記者」には、「要約筆記者」（区市町村及び都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業において登録された者）、「要約筆記奉仕員」（区市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録された者）を含みます。

《聴覚等に障害のある方の推移》

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
身体障害者手帳所持者数 (聴覚・言語・音声機能障害)	1,574 人	1,587 人	1,595 人	1,582 人
伸び率		0.83%	0.50%	△0.82%

(注) 各年度とも 12 月 31 日現在。ただし、令和 2 年度は見込みの数字です。

上記より、聴覚・言語・音声機能に障害のある方の推移に基づき、手話通訳者の派遣利用者についても、横ばいで推移する見込みとなります。

《見込量（年間）の設定》

意思疎通支援事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①手話通訳者派遣 実利用者数	155 人	155 人	155 人
②要約筆記者派遣 実利用者数	5 人	5 人	5 人
③手話通訳者設置事業 設置者数	2 人	2 人	2 人

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することによって日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

サービス見込みは、品目を大きく 3 つに区分し、実績値より利用件数を算定します。

《支給件数等の実績（年間）》

日常生活用具給付等事業	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
①日常生活用具（件数）	314 件	410 件	415 件
②排せつ管理支援用具（件数）	8,353 件	8,438 件	8,556 件
③居宅生活動作補助用具 (住宅改修)（件数）	12 件	11 件	12 件

(注) 令和 2 年度は見込みの数値です。

《見込量（年間）の設定》

日常生活用具給付等事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①日常生活用具（件数）	427 件	440 件	455 件
②排せつ管理支援用具（件数）	8,814 件	9,094 件	9,396 件
③居宅生活動作補助用具 (住宅改修)（件数）	12 件	12 件	12 件

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者の養成によって、意思疎通を図ることに支障がある障害者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。区では社会福祉協議会に委託して実施しています。

実績数値を基にサービス見込量を算定します。

《講習修了者数の推移（年間）》

手話奉仕員養成研修事業	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
養成コース修了者数	一人	11 人	0 人

《見込量（年間）の設定》

手話奉仕員養成研修事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
養成コース修了者数	16 人	18 人	19 人

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

実利用者数の伸び率と一人当たりの月平均利用時間数から、サービス見込量を設定します。

《利用者数と利用時間の推移（月間）》

移動支援事業	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実利用者数	560 人	605 人	497 人
伸び率		8.04%	△17.85%
延べ利用時間	6,781 時間	7,533 時間	5,934 時間
一人当たりの平均利用時間	12.11 時間	12.45 時間	11.94 時間

（注）令和 2 年度は利用見込みの数値です。

《見込量（月間）の設定》

移動支援事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用者数	583 人	631 人	683 人
伸び率	17.3%	8.28%	8.28%
延べ利用見込時間	6,996 時間	7,572 時間	8,196 時間
一人当たりの平均利用時間	12 時間	12 時間	12 時間

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

この事業は、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としたものです。

利用者に対し、創作活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う基礎的事業を実施しています。加えて、精神保健福祉士等を配置して医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化のための調整、相談支援事業等を行うⅠ型、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等の事業を実施するⅡ型が区内に整備されています。

令和2年4月現在、区内にある地域活動支援センターは4か所です。それぞれの実施箇所数及び利用人数（基礎的事業分も含む）を見込みます。

《設置箇所数と利用人数の推移（年間）》

地域活動支援センター		平成30年度	令和元年度	令和2年度
Ⅰ型	実施箇所数	3か所	3か所	3か所
	利用者数	1,424人	1,321人	1,375人
Ⅱ型	実施箇所数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	136人	139人	138人
合計	実施箇所数	4か所	4か所	4か所
	利用者数	1,560人	1,460人	1,513人

（注）令和2年度は見込みの数値です。

《見込量（年間）の設定》

地域活動支援センター		令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅰ型	実施箇所数	3か所	3か所	3か所
	利用者数	1,384人	1,394人	1,404人
Ⅱ型	実施箇所数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	138人	138人	138人
合計	実施箇所数	4か所	4か所	4か所
	利用者数	1,522人	1,532人	1,542人

⑪ その他の事業

上記事業以外の、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業として、区では次の事業を実施します。

ア) 訪問入浴サービス事業

障害者福祉センター浴室を利用できない方に、専門業者による巡回入浴車を自宅に派遣して入浴を行います。

イ) 更生訓練費給付事業

区内に住所を有する身体障害者で、施設内で行われる授産等の訓練の支援を必要とする方が、訓練において要する諸雑費及び通所費を給付します。

ウ) 点字・声の広報等発行事業

視覚障害者のために、「こうとう区報」点字版や、声の広報を製作・発行します。

エ) 自動車運転教習費助成事業

障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

オ) 自動車改造費助成事業

重度身体障害者の社会参加の促進を図るため、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。

《各事業の実績（年間）》

サービス名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ア 訪問入浴サービス事業（実利用人数）	28 人	29 人	27 人
イ 更生訓練費給付事業（実利用人数）	21 人	17 人	15 人
ウ 点字版広報製作部数（製作部数）	42 部	40 部	38 部
声の広報製作部数（製作部数）	91 部	89 部	89 部
エ 自動車運転教習費助成事業 （実利用人数）	0 人	1 人	3 人
オ 自動車改造費助成事業（実利用人数）	8 人	9 人	6 人

（注）令和 2 年度は見込みの数値です。

《見込量（年間）の設定》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア 訪問入浴サービス事業（実利用人数）	28人	28人	28人
イ 更生訓練費給付事業（実利用人数）	18人	18人	18人
ウ 点字版広報製作部数（製作部数）	38部	38部	38部
声の広報製作部数（製作部数）	89部	89部	89部
エ 自動車運転教習費助成事業 （実利用人数）	2人	2人	2人
オ 自動車改造費助成事業（実利用人数）	8人	8人	8人

（２） 各事業の見込量確保のための方策

- 理解促進研修・啓発事業は、着実に実施するほか、本事業以外でも様々な機会を捉えて障害の理解促進に努め、全ての区民が、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を推進していきます。
- 自発的活動支援事業は、障害者の余暇活動の場としても機能しており、学習支援者やボランティアの協力を得ながら実施していきます。
- 相談支援事業はこれまでの相談支援体制を継続するほか、基幹相談支援センターの設置に向けて、地域福祉計画における包括的支援体制の検討とも整合性を取り、鋭意検討を進めていきます。また、住居入居等支援事業は、居住支援協議会との連携を図りながら、充実に努めます。
- 成年後見制度関連事業は、成年後見制度の利用が必要な知的障害者または精神障害者に制度が確実に行き届くよう、関係機関との連携強化に努めます。
- 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業は、「江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」の制定趣旨を踏まえ、派遣・養成を着実に実施するとともに、障害者の意思疎通手段の普及啓発に努めます。
- 日常生活用具給付等事業は、用具の性能向上や必要性に応じて、適宜、給付品目の見直し、新規選定を行うなど効果的な給付を行っていきます。
- 移動支援事業は、自立した生活と社会参加に資するサービスとなるよう、事業の実施状況を踏まえて必要な改善や見直しを図ります。
- 地域活動支援センター機能強化事業は、4センターで実施していきます。

第4章 目標値とサービス見込み【第2期江東区障害児福祉計画】

1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進

第2期障害児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、第1期計画での実績や本区の実情を踏まえ、国の指針に沿って成果目標を設定し、取組をさらに推進していきます。

【国（厚生労働省）の指針】

項 目	目 標
児童発達支援センター	令和5年末までに少なくとも1か所以上設置
保育所等訪問支援	令和5年度末までに利用できる体制を構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	令和5年度末までに少なくとも1か所以上確保
医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場	令和5年度末までに設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター	令和5年度末までに配置

(資料) 厚生労働省

【障害児支援の提供体制の整備等実績】

項 目	実 績
児童発達支援センター	3か所設置
保育所等訪問支援	2か所で利用できる体制を確保
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童発達支援事業所2か所 放課後等デイサービス事業所3か所
医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター	3人配置

※児童発達支援センター及び保育所等訪問支援は、都立施設を含めています。

児童発達支援センターは、通所利用の障害児への支援だけではなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応した地域の中核的な療育支援施設です。区においては既にこども発達センターが児童発達支援センターとして設置されており、分室を合わせて2か所で地域の中核的な療育を担っています。障害児支援の重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの役割は一層重要性を増しており、特に地域支援の強化を図る必要があります。そこで、こども発達センターにおいて、保育所等訪問支援の拡大を図るほか、地域の障害児通所支援施設、保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業などに対するアウトリーチ型支援の実施を検討し、地域の障害児支援体制の充実を図るとともに、障害児の早期発見・早期支援の体制づくりを進めていきます。

また、医療的ケア児について、国の調査から増加傾向にあることが明らかであり、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、第1期計画期間中に設置された医療的ケア児支援関係機関連携会議を活用してニーズの把握等に努めていきます。

【障害児支援の提供体制の整備等目標】

項 目	目 標
児童発達支援センター	3か所設置 ※設置数は現状維持。センター機能の拡充を検討する。
保育所等訪問支援	3か所で利用できる体制を確保 ※1か所の増
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童発達支援事業所2か所 放課後等デイサービス事業所3か所 ※箇所数は現状維持。計画期間中の状況を見て検討する。
医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター	3人配置 ※配置人数は現状維持。計画期間中の状況を見て検討する。

※児童発達支援センター及び保育所等訪問支援は、都立施設を含めています。

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、障害児通所支援等の利用実績やサービスの利用意向など地域の実情を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの各年度における見込みを設定します。

(1) 障害児通所支援

児童通所系サービスは、児童福祉法に基づく事業として位置づけられ、以下の5事業が提供されています。

- ① 児童発達支援 ② 医療型児童発達支援 ③ 放課後等デイサービス
④ 保育所等訪問支援 ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	サービス量	3,581人日分	3,799人日分	3,896人日分
	利用者数	705人	735人	707人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績に加え、本区の増加傾向にある児童数の推移、新規事業所の開設見込みを勘案して利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	サービス量	4,338人日分	4,398人日分	4,446人日分
	利用者数	723人	733人	741人

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療型児童 発達支援	サービス量	20人日分	9人日分	9人日分
	利用者数	7人	4人	8人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績に基づき利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童 発達支援	サービス量	12人日分	12人日分	12人日分
	利用者数	6人	6人	6人

③ 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
放課後等 デイサービス	サービス量	7,350 人日分	7,744 人日分	7,677 人日分
	利用者数	643 人	689 人	700 人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績に加え、本区の増加傾向にある児童数の推移、新規事業所の開設見込みを勘案して利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等 デイサービス	サービス量	7,997 人日分	8,404 人日分	8,833 人日分
	利用者数	727 人	764 人	803 人

④ 保育所等訪問支援

保育所等（※）の施設に通っており、当該施設を訪問して専門的な支援が必要と認められた障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

※保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものが対象です。具体的には、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等が含まれます。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等 訪問支援	サービス量	27人日分	17人日分	13人日分
	利用者数	27人	17人	13人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績に加え、本区の増加傾向にある児童数の推移、事業所の受入れ可能人数を勘案して、今後の利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等 訪問支援	サービス量	19人日分	29人日分	38人日分
	利用者数	19人	29人	38人

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児など重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を実施します。

《平成 30 年度から令和 2 年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅訪問型 児童発達支援	サービス量	0 日分	6 人日分	23 人日分
	利用者数	0 人	2 人	4 人

（注）令和 2 年度は利用見込みの数値です。

利用実績に基づき利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅訪問型 児童発達支援	サービス量	20 人日分	20 人日分	20 人日分
	利用者数	4 人	4 人	4 人

(2) 障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障害児の保護者について、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した障害児支援利用計画の作成、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況等の事情を勘案した障害児支援利用計画の見直しを行うことにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。

① 障害児相談支援

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	148人	121人	138人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

障害児通所支援の支給決定者数を障害児相談支援の対象として、利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	143人	147人	152人

(3) 障害児通所支援等の種類ごとの見込量確保のための方策

(1) 及び(2)で見込んだ障害児通所支援等の種類ごとの必要なサービス量について、サービスの種類ごとにその事業を行う事業者等の確保に関する方策は以下のとおりです。

① 障害児通所支援

- 区内で障害児の通所支援を提供する施設は、児童発達支援 18 か所、医療型児童発達支援 1 か所、放課後等デイサービス 37 か所となっています。
(令和2年4月1日現在)
- 児童発達支援は、利用実績及び児童数が増加傾向にあること、発達障害児への早期支援体制の確保の観点から、民間事業所の事業拡大や新規参入を促して確保に努めます。
- 放課後等デイサービスは、臨海部における本区独自の整備事業や民間事業所の参入により事業所数は増加していますが、利用希望の高まりや受入状況の厳しさが見られることから、引き続き、民間事業所の事業参入等により提供体制の確保に努めます。
- 保育所等訪問支援は、現在2か所で実施していますが、区立施設においてさらに1か所実施できるよう準備を進めていきます。

② 障害児相談支援

- 障害児相談支援は、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれるために、各機関と緊密な連携を図るうえで重要な役割を担っており、十分な提供体制を整える必要があります。
- 民間事業所の事業参入等により提供体制の確保に努めます。

【資料】

1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、江東区障害者計画等推進協議会において、内容の検討を行い、策定作業を進めてきました。

この協議会は、本区の障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の推進に関して、必要な事項を調査し、検討することを目的として設置された会議体です。学識経験者、医療・福祉等に従事する専門家、障害者団体が推薦する方、企業、公共職業安定所、福祉サービス事業所、地域代表及び公募区民の24名の委員で構成されています。なお、協議会を補佐するため、区役所内部に庁内計画推進委員会及び同幹事会を設置し、検討を行ってきました。

また、計画策定の過程においては、江東区地域自立支援協議会への意見聴取も行いました。

(1) 江東区障害者計画等推進協議会 審議経過

開催日	審議内容
第1回 令和2年8月5日 (書面開催)	①江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・江東区障害児福祉計画の実績報告について ②江東区障害者実態調査の結果について ③江東区障害福祉計画・障害児福祉計画(骨子案)について ④今後の計画策定スケジュール(案)について
第2回 令和2年11月2日	①団体説明会の報告について ②団体説明会・自立支援協議会から出された意見について ③障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)について ④意見募集及び区民説明会の開催について
第3回 令和3年1月18日 (書面開催)	①意見募集及び区民説明会の報告について ②障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について
第4回 令和3年2月10日 (書面開催)	①障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について

(2) 庁内計画推進委員・幹事会 審議経過

開催日	審議内容
第1回 令和2年7月30日 (書面開催)	①江東区障害者実態調査の結果について ②江東区障害福祉計画・障害児福祉計画(骨子案)について ③今後の計画策定スケジュール(案)について
第2回 令和2年8月5日 (書面開催)	①江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・江東区障害児福祉計画の実績報告について ②江東区障害者実態調査の結果について ③江東区障害福祉計画・障害児福祉計画(骨子案)について ④今後の計画策定スケジュール(案)について
第3回 令和2年11月2日	①団体説明会の報告について ②団体説明会・自立支援協議会から出された意見について ③障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)について ④意見募集及び区民説明会の開催について
第4回 令和3年1月18日 (書面開催)	①意見募集及び区民説明会の報告について ②障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について
第5回 令和3年2月10日 (書面開催)	①障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について

※ 第2回・第3回・第4回・第5回については、江東区障害者計画等推進協議会との合同開催。

(3) 江東区障害者計画等推進協議会 委員名簿

分野（人数）	氏 名	現 職	備考
学識経験者	新 田 收	東京都立大学 教授	会 長
医 師	野木村 一 郎	江東区医師会 理事	副会長
団体代表 （6名）	高 橋 久 子	江東区身体障害者福祉団体連合会 会長	
	中 山 利恵子	江東区視覚障害者福祉協会 推進担当	
	油 井 真	江東区聴覚障害者協会 会長	
	会 田 久 雄	江東区手をつなぐ親の会 会長	
	平 松 謙 一	おあしす福祉会 理事長	
	橋 本 実千代	江東区難病団体連絡会 会長	
町会連合会	鈴 木 邦 夫	富岡地区連合町会 会長	
民生・児童委員	葛 西 早 苗	障がい福祉部会 会長	
ボランティア	宮 崎 英 則	江東ボランティア連絡会 会長	
社会福祉協議会	鈴 木 信 幸	江東区社会福祉協議会 事務局長	
訪問介護・訪問看護 事業者（2名）	高 舘 麻 貴	訪問介護・障害者（児）支援事業所 カレッジケア 代表取締役	
	原 田 博 美	江東区医師会訪問看護ステーション 所長	
施設事業者 （4名）	萩 田 秋 雄	ゆめグループ福祉会 理事長	
	中 村 保 夫	江東区東砂福祉園 園長	
	須 原 忠 彦	のびのび福祉会 理事	
	伊 藤 善 彦	江東楓の会 理事長	
障害児施設事業者	田 村 満 子	こどもの発達療育研究所 理事長	
就労支援	山 内 順 子	木場公共職業安定所 統括職業指導官	
企 業 （2名）	井 上 将 之	株式会社メトロフルール 取締役	
	松 風 幸 二	ALSOKビジネスサポート株式会社 代表取締役	
区民委員 （2名）	加 藤 友 助	公募区民	
	服 部 亜寿佳	公募区民	

計 24名

江東区障害者計画等推進協議会設置要綱

平成19年10月1日
19江保障第1437号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定した江東区障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき策定した江東区障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づき策定した江東区障害児福祉計画に関する総合的な施策の推進を図るため、江東区障害者計画等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 江東区障害者計画、江東区障害福祉計画及び江東区障害児福祉計画の推進に関し必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員24人以内の者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療、教育又は福祉等の職に従事する専門家
- (3) 障害者団体が推薦する者
- (4) 事業主及び地域代表
- (5) 公募区民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 会長は、推進協議会を招集し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、推進協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事項について、具体的かつ専門的な調査及び検討を行うために、推進協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の座長及び委員は、第3条に定める委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会は、座長が招集し、会務を総理する。

(庁内計画推進委員会)

第7条 推進協議会を補佐するため、庁内計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は、障害福祉部長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を招集し、会務を総理する。

(庁内計画推進委員会幹事会)

第8条 委員会を補佐するため、庁内計画推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会の幹事長は、障害福祉部障害者施策課長をもって充てる。
- 3 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 幹事長は幹事会を招集し、会務を総理する。
- 6 幹事会は、必要に応じて専門分野別に会議を開くことができる。

(庶務)

第9条 推進協議会、部会、委員会及び幹事会の庶務は、障害福祉部障害者施策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

別表第1（第7条関係）

政策経営部長
総務部長
地域振興部長
福祉部長
保健所長
こども未来部長
都市整備部長
土木部長
教育委員会事務局次長

別表第2（第8条関係）

政策経営部企画課長
政策経営部計画推進担当課長
政策経営部財政課長
総務部防災課長
地域振興部スポーツ振興課長
福祉部福祉課長
福祉部長寿応援課長
福祉部地域ケア推進課長
福祉部介護保険課長
障害福祉部障害者支援課長
保健所健康推進課長
保健所保健予防課長
こども未来部こども家庭支援課長
こども未来部保育計画課長
こども未来部保育課長
都市整備部まちづくり推進課長
土木部交通対策課長
教育委員会事務局教育支援課長

2 意見募集及び区民説明会の実施結果

本計画の策定にあたっては、令和2年12月に、計画素案についての意見募集及び区民説明会を開催し、広く区民の方々からご意見をいただきました。

(1) 意見募集

ご意見の募集期間	令和2年12月1日(火)～22日(火)
周知方法	①区報12月1日号に意見募集を掲載 ②ホームページに計画素案の全文を掲載 ③障害者施策課窓口、こうとう情報ステーション、保健所、保健相談所、出張所、図書館、区内障害者施設に、計画素案(全文)の冊子を備え置き、閲覧に供しました
ご意見の提出方法	①郵送 ②ファクス ③区ホームページ・メールからの提出 ④障害者施策課窓口への提出
提出人数	12人
提出意見数	16件

(2) 区民説明会

実施概要計	4回開催 参加者25人
開催日程・ 場所・参加者	①令和2年12月9日(水) 14:00～15:30 豊洲文化センター 7階レクホール 参加者:4人
	②令和2年12月11日(金) 19:00～20:30 江東区文化センター 5階第6～8会議室 参加者:5人
	③令和2年12月15日(火) 14:00～15:30 砂町区民館 3階タウンホール 参加者:7人
	④令和2年12月17日(木) 14:00～15:30 総合区民センター 7階第4・5会議室 参加者:9人

3 「江東区地域生活に関する調査」（令和元年度実施）の概要

（1）調査の目的

障害者の地域生活の課題を把握・整理して「江東区障害福祉計画・障害児福祉計画」策定の基礎資料とするとともに、今後の施策のあり方を検討するため、令和元年度に区内障害者の生活実態等に関する調査を行った。

（2）調査対象

- ①障害者（児）本人
身体障害、知的障害、精神障害、重症心身障害、高次脳機能障害
発達障害、難病
- ②サービス提供事業所
- ③障害者団体

（3）調査方法

- ①調査票を郵送ないし関係施設等を通じて配付し、郵送回収。
- ②障害者団体には、ヒアリング調査も実施した。

（4）調査期間

- | | |
|-------------|-------------------|
| ①障害者（児）本人 | 令和元年10月17日～11月15日 |
| ②サービス提供事業所 | 令和元年10月11日～10月31日 |
| ③障害者団体（調査票） | 令和元年10月11日～10月31日 |
| ④障害者団体ヒアリング | 令和元年11月5日～11月19日 |

（5）調査項目

- ①あなたについて
- ②お仕事や学校生活について
- ③社会参加やコミュニケーションについて
- ④福祉に関する情報、相談先について
- ⑤福祉サービスの利用について
- ⑥暮らしについて
- ⑦災害時の支援について
- ⑧障害者施策について
- ⑨障害者スポーツについて
- ⑩共生社会の実現について
- ⑪介護者について

(6) アンケート調査の配布状況・回収状況

種 別		配付件数	回収件数	回収率 (%)
① 障害者 (児) 本人	身体障害	1,181	589	49.9
	知的障害	1,097	512	46.7
	精神障害	1,036	419	40.4
	発達障害	776	379	48.8
	難病	695	337	48.5
	重症心身障害	100	52	52.0
	高次脳機能障害	56	17	30.4
小 計		4,941	2,305	46.7
②サービス提供事業所		192	121	63.0
③障害者団体		34	27	79.4
合 計		5,167	2,453	47.5

(7) 障害者団体ヒアリングの実施状況

令和元年11月5日～11月19日の間、1回1時間程度で計28回にわたり、単独またはグループで計34団体からヒアリングを実施した。

(8) 調査結果の概要

《障害者（児）本人》

①調査の対象者

- 年齢構成は、「18歳未満」が約2割、「18～29歳」が約1割、「30～49歳」が約2割、「50～64歳」が約2割、「65歳以上」が約3割であった。
- 世帯状況は、約2割の方が単身世帯。
- 日常生活全般で介助や支援を要する方は約2割で、介助や支援がほとんど必要ない方は約4割であった。

②仕事や学校生活

- 仕事をする上での困りごとは、「上司や同僚、取引相手とのコミュニケーションの取り方が難しい」、「通勤距離・時間、通勤時の混雑が負担に感じる」が多く、仕事をしていくために必要なことは、「上司や同僚の理解と協力があること」を望んでいる。
- 学校生活での困りごとは、「先生や友達、他の保護者に、気をつかう」、「学習環境が障害に対応していない」が多かった。

③社会参加やコミュニケーション

- 日常的に情報を入手する方法は、「インターネットの検索サイトで検索する」が約5割、「区役所や支援機関等の窓口で聞く」が約2割であった。
- 日常的なコミュニケーションの際に心配なことは、「自分の思っていることをうまく相手に伝えられない」、「相手がどのように感じているのか理解するのが難しい」との回答があった。また、コミュニケーションの際に配慮してほしいことは、「ゆっくりやさしい口調で話しかけてほしい」、「リラックスできる雰囲気を作ってほしい」であった。

④福祉に関する情報・相談先

- 福祉に関する情報の入手先で多かったのは、「区報、区ホームページ」が約4割、「学校・施設・医療機関」約3割、「インターネット」が約2割となっている。
- 福祉サービスの利用で困った時の相談先は、「区役所」が約5割、「家族・親族」約3割、「学校・施設」約3割となっている。

⑤福祉サービスの利用

- 今後利用を考えている福祉サービスは、「居宅介護」、「共同生活援助」「放課後等デイサービス」「短期入所」が多かった。
- 現在利用しているサービス提供事業者への要望については、「担当者が短期間で交替しないこと」、「サービス従業者の質の確保」を求める声が多く、難病では「難病に関する知識や支援のスキルを高めること」であった。

⑥暮らし

- 住まいに関して必要とする支援は、「家賃の補助」、「家具転倒防止や耐震化・不燃化などの災害対策」を求める割合が多かった。
- 現在の暮らし向き（家計の状況）については、約5割の方が「普通（どちらともいえない）」、約2割の方が「苦しい・やや苦しい」と感じている。

⑦災害時の支援

- 地域（町会・自治会）の防災訓練には、「参加したい」が約2割、「参加したくない」が約4割、「参加は難しいが見学したい」が約3割であった。
- 災害時の困りごとについては、「家族と連絡が取れるか不安」が約5割、「一人では避難できない」が約3割、「薬や医療的ケアの確保できるかどうか不安」が約3割であった。
- 災害時に必要な支援は、「落ち着ける場所の提供」、「安全な場所への誘導・移動の支援」、「情報提供・通信手段の配慮」、「避難所等における誰でもトイレの設置」を求める声が多かった。

⑧障害者施策

- 障害福祉サービスや障害児通所支援の利用申請にあたり、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成が必要なことを約8割の方が「知らなかった」と回答した。
- 障害者差別解消法が施行されたことを約8割の方が「知らなかった」と回答した。これまでに差別をされたと感じたことはあるかについては、約3割の方が「ある」と回答した。また、差別を防ぐためには、約5割の方が「障害や障害者への理解」が必要と感じている。

⑨障害者スポーツ

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への関心では、区内でもいくつかの競技が行われることを、約4割の方が「知っており、観戦やイベントに参加したい」と回答し、発達障害では約6割であった。
- スポーツ・レクリエーションを行う頻度は、「週1~2日」が約2割で、「行っていない」が約5割だった。また、スポーツ・レクリエーションを行う場所で多かったのは「公園」、「自宅」、「公共スポーツ施設」であった。

⑩ 共生社会の実現

- 近所付き合いは、「道で会えば、あいさつする程度の人ならいる」が約4割、「さしさわりのないことなら話せる人がいる」が約2割、「ほとんど近所付き合いはない」が約2割であった。また、地域（近隣住民、町会・自治会）に望むことは、「障害に対する理解や配慮」との回答が多かった。
- 外出先で困った時に知らない方から手助けをしてもらった経験が「ある」方は約4割、重症心身障害では約7割と多い。自分から知らない方に手助けをお願いすることができるかについては、「お願いすることができる」が約3割で、「お願いしたいが、どのように伝えたらよいかわからない」が約2割、だった。

⑪ 介護者

- 介護者は「親」が約5割、「配偶者」が約2割、「子ども」が約1割だった。介護者の年齢は、「40～59歳」が約4割、「60～69歳」が約2割、「70～79歳」が約2割であった。
- 介護に関する悩みや不安は、「ストレスや緊張感など精神的負担が大きい」「介護者自身の健康に不安がある」が、身体障害では「介護用品や医療費などの経済的な負担が大きい」、重症心身障害では「睡眠不足や疲労など、身体的負担が大きい」との回答が多かった。

《サービス提供事業所》

①事業所について

- 事業所の経営主体は、「株式会社・有限会社」が約4割、「社会福祉法人」が約3割、「NPO法人」が約2割となっている。
- 指定を受けているサービスは「居宅介護」、「重度訪問介護」、「放課後等デイサービス」が多い。また、約3割の事業所が「介護保険サービス」の指定も受けている。

②サービスの提供状況

- サービスを提供する上での課題は、「人員が足りない（国の基準では人員が足りない）」、「量的に、利用者の希望どおり提供できていない」、「困難事例への対応が難しい」などであった。
- サービスの質の向上のための取り組みとしては、「事故防止のため、ヒヤリハット事例の収集・共有」、「管理者が、直接、サービス提供状況を確認・指導」、「サービス提供のガイドラインやマニュアルの作成」を行っている。

③事業所運営

- 事業所を運営していく上での主な課題は、「スタッフの確保」、「スタッフの資質向上」であった。
- 今後3年間で事業拡大または新規参入を考えているサービスは、「放課後等デイサービス」、「居宅介護」が多かった。また事業拡大や新規参入する上での課題は「障害・難病に対応できるスタッフの育成、確保」、「収益性の確保」であった。

《障害者団体》

障害のある方が地域生活を送っていく際の課題等を把握するため、区内の障害者団体へのアンケート調査に加え、ヒアリングにより調査内容の補足等を行った。

調査項目は次の10項目である。

- | | |
|----------------|----------------|
| ①住まい | ②福祉サービス |
| ③就労 | ④保健・医療 |
| ⑤保育・教育 | ⑥生活環境（バリアフリー等） |
| ⑦経済的状況（利用者負担等） | ⑧理解と交流 |
| ⑨相談支援・情報提供体制 | ⑩その他（区への要望等） |

①住まい

- グループホームが少ない。
- 民間の借家を借りることが経済面から非常に困難。

②福祉サービス

- ヘルパーの技術向上の指導をしてほしい。
- 65歳になり障害福祉サービスから介護サービスの対象になった際、自己負担が1割発生することが問題になる。

③就労

- 雇用した企業と就労したい本人のマッチングがうまくいかないことがある。
- 一般企業に採用されるも、実際の現場では理解が不足しているため定着につながらない。

④保健・医療

- 医療と福祉が相互的に連携できると良いのではと考える。
- 保健所での健康診断は続けてほしい。

⑤保育・教育

- 発達障害の子どもが増えているので、児童発達支援事業所の定員を増やしてほしい。
- 医療的ケアが必要な子を受け入れる側の理解と、親の側の理解の、両方が必要である。

⑥生活環境（バリアフリー等）

- 大人のおむつ交換のベッド（ユニバーサルベッド）が必要。
- 聴覚障害者は、放送が聞こえないので、情報の視覚化を推進してほしい。

⑦経済的状況（利用者負担等）

- 親亡きあとの経済的不安が大きい。
- 金銭管理が苦手な当事者が多い。

⑧理解と交流

- 障害者の特性（存在）を小さいころから多くの方に知っていただくことが大切であると考えます。地域連携、地域での障害特性（発達障害／自閉症など）の理解が進むことで、当事者が生活しやすくなっていく。
- まだまだ障害が理解されていないのが現実なので、地域住民にもっと知ってもらいたい。

⑨相談支援・情報提供体制

- 基幹相談支援センターが設置されることを望む。
- 高次脳機能障害の勉強会など行い、多くの人に周知をしてもらいたい。

⑩その他（区への要望等）

- 障害福祉と介護保険などを一体化した福祉総合支援窓口があってもよいのかもしれない。
- 災害時の避難について、避難所への移動、生活に不安が残る。

江東区障害福祉計画・障害児福祉計画

印刷物登録番号（２） 号

発行年月 令和３年３月

編集発行 江東区 障害福祉部 障害者施策課
江東区東陽４－１１－２８
TEL ０３－３６４７－４７４９
FAX ０３－３６９９－０３２９

印刷所 睦美マイクロ株式会社
江東区東陽５－７－１２
TEL ０３－５６９０－７２７５



NEW

在宅要介護者に対するサービス継続を支援

事業名

- ① 高齢介護サービス事業所緊急支援事業
- ② 障害福祉サービス事業所緊急支援事業

予算額

- ① 1,935万円
- ② 964万円

POINT

- 在宅要介護者への支援を継続
- ヘルパー等を派遣した事業所へ補助金を支給



事業概要

背景・経緯

- 高齢者や障害者を在宅で介護をしている家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、高齢者や障害者本人が自宅で介護を受けられなくなる可能性があります。
- こうした課題に対応するため、令和2年12月末から開始した本事業を、令和3年度も継続して実施します。

事業内容

- 介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患してからの2週間、要介護者の自宅にヘルパー等を派遣して、支援を行った事業所に補助金を支給します。

補助金額	
時間	金額
1時間未満	1万5千円
2時間未満	2万円

※以降、1時間ごとに5千円を加算

- 要介護者の自宅で支援を行ったヘルパー等が、支援後にPCR検査を受ける場合の検査費用を補助します。

PCR検査費用補助	上限3万円
-----------	-------

効果

- 万が一の場合でも、在宅要介護者への支援を継続します。
- ヘルパー等の派遣費用などを補助することで、事業所やヘルパー等の負担を軽減します。

担当課:福祉課/障害者施策課
電話:3647-9532/3647-4749



NEW

障害者の就労や意思疎通を促進

重点項目

事業名

- ① 重度障害者等就労支援事業
- ② 障害者意思疎通支援事業
- ③ 区議会事務局運営事業

予算額

- ① 2,437万円
- ② 67万円
- ③ 292万円

POINT

- 重度障害者等がより働きやすい環境の構築
- すべての人の社会参加を推進



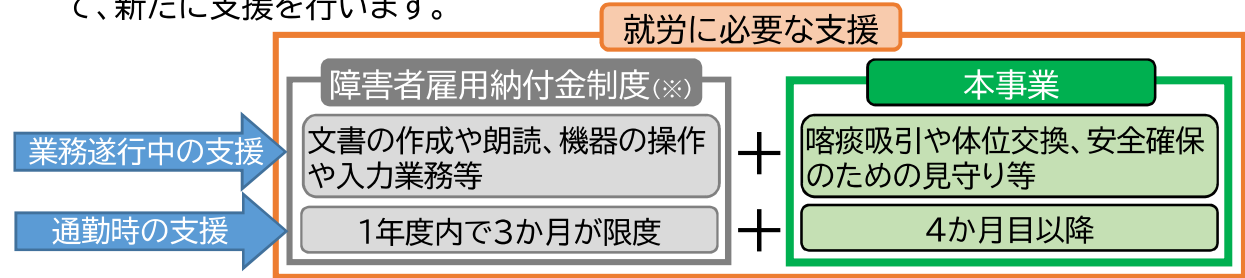
重度障害者等の就労支援

背景

- 現行の障害福祉サービスでは、通勤や就業、営業活動等の経済活動中の介助は支援の対象外となっており、重度障害者等が就労開始・継続する上で課題となっています。

事業内容

- 国が令和2年10月に創設した支援事業をいち早く活用し、**就業中の喀痰吸引や体位交換及び通勤時の介助**について、企業で就労する又は自営業を行う重度障害者等に対して、新たに支援を行います。



※ 法定雇用率を達成している企業に調整金や報奨金、助成金を支給する仕組み

目的・効果

- 障害者雇用納付金制度による雇用施策と区の支援を一体的に展開し、重度障害者等へ**切れ目のない就労支援**を確立し、障害者全体の**就労機会の拡大**につなげます。

意思疎通の促進に向けた取り組み

児童向けコミュニケーションパンフレット等を作成

障害理解と意思疎通の促進を図るため、児童向けに障害者とのコミュニケーション方法を紹介するパンフレット等を作成



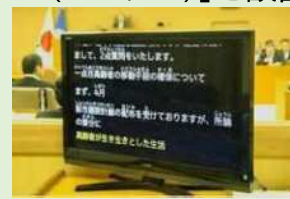
区議会本会議場等の傍聴席にヒアリンググループと音声認識システム(モニター)を設置

誘導磁界で音をクリアにし、難聴者の聞こえを補助する「ヒアリンググループ」を設置

※ 区窓口等では移動式を導入済み(令和2年度)



発言内容を文字情報として同時に表示する「音声認識システム(モニター)」を設置



(イメージ)

担当課: 障害者支援課 / 障害者施策課
 区議会事務局
 電話: 3647-4308 / 3647-4749
 3647-3547

意見シートで寄せられたご意見について

【障害者計画等推進協議会】

ご意見等	区の見解
<p>1 資料2「意見募集」で寄せられた意見について</p> <p>タクシー券は障害の度合いによってすぐになくなってしまふ人と余りがちな人がいるようです。（団体会員に聞きました。）墨田区は上限30,000円でそれよりも多く支給されている江東区には感謝しているという声も多い。タクシー券の割引は全国で重度障害は2割引などの制度がいつか決まるといいと感じます。</p>	
<p>2 参考2「意見シート」で寄せられた意見について</p> <p>資源ごみ回収かごについて区の見解をいただきありがとうございました。抗菌作用のある触れても衛生面で心配のない案が出れば、視覚障害の方も安心されると思います。</p>	
<p>3 障害者数について</p> <p>身体障害者のうち、65歳以上が大多数であること、知的障害者では一番障害度の軽い4度の方が多数で、しかも生産年齢の方が多いこと、また、精神障害者のほとんどが生産年齢であることに今さらながら驚きました。江東区に4,100人余の働き盛りの方が心を病んでいることを重く受け止めなければならぬと感じました。</p>	
<p>4 地域包括ケアシステムについて</p> <p>長寿サポートセンターを中心に高齢者分野が最も地域包括ケアシステムが整備されているので、高齢者の21圏域会議や4地区地域ケア会議に障害者・児分野も参加して、属性や分野を超えた連携を促進し、地域に根差した共生社会のセンターを構築すべきである。</p>	<p>区が平成28年度より開催している地域包括ケア全体会議は、高齢者だけでなく、全ての区民を対象としてシステム構築を目指す会議体であり、現に全体会議の下に障害児（者）の医療・福祉サービス部会がある。なお、ご意見については、包括的な支援体制の検討を行っている高齢福祉部門に伝える。</p>

ご意見等	区の見解
<p>5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて</p> <p>システムの推進には、地域での介護、障害、子ども、困窮などの枠を超えた連携によって保障されるものとするため、令和2年に開催された江東区地域精神保健福祉連絡協議会の構成は見直すべきである。</p>	<p>「江東区地域精神保健福祉連絡協議会」は令和2年度より、保健、医療、福祉関係による協議の場と位置付けたところである。構成については、今後、協議を行う中で検討していく。</p>
<p>6 参加支援・地域づくりについて</p> <p>区内の障害者雇用企業と障害者団体・支援組織などとの交流、地元の商店街や町会と障害者団体・支援組織との文化・スポーツ交流を推進し、障害者が地域とつながり、地域における活躍の機会と役割を生み出してはどうか。</p>	<p>障害者団体・組織と地域団体等が交流して、つながりや活躍の機会等を生み出す取組の効果や行政が果たすべき役割について、取組事例などの研究を進めていく。</p>
<p>7 自立生活援助について</p> <p>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性では、障害者が地域で安心して一人暮らしを継続できるよう自立生活援助の整備促進を挙げている。</p> <p>計画案P44の自立生活援助の対象は「障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方」とあるが、これは居住サポートの説明であり、明らかな誤りである。対象は、一人暮らしをしている障害者で、安心して自立生活が継続できていない人すべてであるため、訂正を求める。</p>	<p>対象者の記載を「障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した方などで生活力に不安があり支援を必要とする方」に修正する。</p>

【地域自立支援協議会】

ご意見等	区の見解
<p>1 基幹相談支援センターについて</p> <p>具体的な予定、見通しに関する記載がないが、設置時期など明確にしてみたらどうか。</p>	<p>基幹相談支援センター設置については、包括的な支援体制の検討内容と整合を取りながら検討を進めていく予定である。今のところ具体的な予定をお示しできないが、随時、計画等推進協議会等に報告していく。</p>

第3回計画等推進協議会からの変更点について

頁	対象箇所	内容
44	①自立生活援助 「障害者支援施設やグループホーム等を利用して いた障害者で一人暮らしを希望する方について」	①自立生活援助 「障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した方などで生活力に不安があり支援を必要とする方に対して」に文章を変更。